

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成30年 6 月 22 日)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。それでは、ただいまから教育民生常任委員会を開催いたします。

昨日までの一般質問に引き続きまして、本日は委員会審査となっております。皆様お疲れのところとは存じますが、よろしく願いいたします。

なお、当委員会におきましては、本日はインターネット中継を行っております。ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、本日の傍聴者でございますが、市民の方が10名おみえになっておられます。

次に、今回の委員会中でございますが、この委員会中に所管事務調査を行うかどうかを確認させていただきますが、ご提案はございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

では、この委員会中には所管事務調査を行わないこととさせていただきます。

本日より取り扱う資料につきましては、全て会議用システムにアップロードしてございます。各資料の大まかなシステムへの保存先につきましては、事項書の一番最後に掲載しておりますので、ご参照のほどお願いいたします。

それでは、これより健康福祉部所管の議案の審査を行います。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 辻健康福祉部長

改めまして、おはようございます。健康福祉部長でございます。かけて失礼いたします。

先ほど委員長からお話ございましたが、昨日まで連日の一般質問に引き続きということでもことに恐縮でございます。

健康福祉部からは、議案3点上げさせていただいてございます。いずれも法改正等に関連、対応するものでございます。また、あわせて、お疲れのところとは存じますが、2月定例会以降に開催をいたしました審議会等の状況をご報告させていただくために所管事務調査もお願いしているところでございます。お疲れのところでもことに恐縮ですが、

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第3項 生活保護費

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会として、議案第8号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第3項生活保護費について審査を行います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

おはようございます。保護課の武藤でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料につきましては、タブレット端末の01本会議フォルダ、続きまして、10平成30年6月定例月議会フォルダ、その中にあります07、6月補正予算参考資料というファイルをクリックしてお開きください。大丈夫でしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、続けてください。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

その中の5ページをごらんください。

生活保護適正化等事業費の補正をお願いするものでございます。補正予算書は14ページ

から15ページになります。その2番の内容に記述しましたとおり、生活保護基準の見直しは、今年の10月より行われる予定です。そして、基準見直しがほぼ明らかになりましたので、保護費の算定を行うシステムの改修費用としまして539万7000円の補正をお願いするものでございます。

資料がちょっと変わりました、保護制度の見直しの資料に入りたいと思います。ファイルを一旦閉じてください。お願いいたします。

閉じていただきましたら、15、6月11日追加配付、6月補正予算参考資料というファイルをクリックしてください。大丈夫でしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか、委員の皆さん。

お願いします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

その4ページをごらんください。生活保護制度の見直しについてでございます。

その前段の上の部分の生活保護基準の見直しというところで3点ございます。(1)が生活扶助の見直し、これが見直しのメインになろうかと思えますけれども、基準生活費の見直しがあります。生活保護費といいますのは、その世帯の年齢及び世帯の人数で保護費が変わってきます。今回、その年齢と世帯数の見直しがございました。そのほかに、②児童養育加算、③母子加算の見直しがございます。

次の2点目でございますが、教育扶助及び高等学校等就学費の見直しがございます。これについては3点、以下のとおりでございます。

そのほかに後段の丸です。その他の見直しということで、医療扶助の適正化及び進学準備給付金の創設という2点がございます。

私のほうからは以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

今回の補正予算は、国による生活保護基準の見直しに対応するため補正予算計上された

ものであります。

それでは、ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

○ **山口智也委員**

ご説明ありがとうございました。

今回はシステム改修費の補正ということで、基準の見直しが明らかになったので、このタイミングということで理解をしておるんですけども、改めて当初予算の927万8000円、今回の補正の539万7000円、簡単で結構ですので、内容を改めて教えていただきたいと思うんですけども。

○ **武藤健康福祉部参事兼保護課長**

今回6月に補正をお願いするのは、さきの6月1日に生活保護法改正案が国会で決定しました。改正案が決定したのにつきまして、ほぼ生活保護の基準についても見直されるだろうということが予測されますので、この時期に改正案を上程させていただきました。

以上でございます。

○ **山口智也委員**

そうではなくて、当初予算の927万8000円、これはこういった内容の積算なのか。今回のシステム改修費と、要するにシステム改修費がダブつきがないのか、手戻りがないのかというところをちょっと確認したいだけです。

○ **武藤健康福祉部参事兼保護課長**

当初予算を編成する時期につきましては、まず、今度の改正につきまして、まず、本当に――見込みはあったんですけども――改正があるのかどうかというのも定かではありませんでしたし、じゃ、改正があった後にどれぐらいの改正があるかというのも不明瞭でございましたので、今回の改正におきましての額については、当初予算では見積もっておりません。今回初めて見積もらせていただきました。

以上でございます。

○ **山口智也委員**

ちょっとまだわからないんですけども、要するにシステム改修費の今回業務委託で539万円ということなんですけど、当初予算の中にもそのシステム改修費に係る費用というのもある一定程度含まれているのかというところだけなんですけど。

○ 伊藤嗣也委員長

山口委員は内容的に重なりがないのかということを確認されておられますので、課長、もう少しわかりやすく答弁お願いいたします。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

当初予算ではシステム改修の費用は盛り込んでおりません。

○ 山口智也委員

わかりました。そうしたら、手戻りとか無駄的な費用は発生していないということで理解させていただきます。ありがとうございます。

それから、2点目続けていいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。

○ 山口智也委員

生活保護の今回見直しがされたということで、さまざま、児童養育加算であるとか母子加算であるとかというところで、内容的にそういうところを分厚くして見直しを図っているんですけども、本市の生活保護世帯全体のうち、総額として減額となる世帯、こういった世帯が全体のうち大体どのぐらいになってくるのか。当然、加算でボリュームが児童養育加算とかでふえる世帯も出てくると思うんですけども、逆に、全体としては減らざるを得ないのかなと思っているんですけども、全体としてはどのぐらいのパーセントが世帯としては減るのでしょうか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

基準見直しの詳しい内容は、まだ県、国から示されてはいないんですけども、一応厚

生労働省が日本国全体で減額になる数字は、67%の世帯で減額になろうと見込んでおります。ただ、これは減額になる世帯も、また、増額になる世帯もありますので、そのあたりはまだ不明なんですけれども、日本全国では67%の減額と見込んでおります。

以上です。

○ **山口智也委員**

ありがとうございます。

本市もやはりそれぐらいの世帯が減額をされていくということで、国の動きですとか、そういった情報というのはなかなか、本当に詳しい方であればしっかり調べていただいているんだろうと思いますけれども、突然なぜこう減らされるんだという問い合わせもこれから多く出てくるでしょうし、それぞれのケースワーカーさんが丁寧に説明をしていただいて、ご理解をいただくようにお答えをいただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○ **伊藤嗣也委員長**

ご要望でよろしいということですか。

○ **山口智也委員**

はい。

○ **伊藤嗣也委員長**

では、他にございますでしょうか。

○ **荒木美幸委員**

よろしくをお願いします。

追加資料、ありがとうございました。

この件につきましては、一般質問でも答弁がありましたので、大体の概要は部長答弁で理解をさせていただいております。保護世帯と一般低所得者世帯との消費実態の均衡を図るという点と、それから、今、山口委員のご指摘がありました。一方、子育て世代には

少し手厚くということで、めり張りのついた見直しなのかなというふうに理解をしております。

その中で、いただいた追加資料で――システムそのものには直接関係がないかと思うんですけども――まず、国が示している内容の中における消費実態とはどういう実態をいうのか、ちょっとお聞かせをいただけませんかでしょうか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

国の調査におきまして、生活保護世帯と、あと生活保護世帯ではないけれども低額所得者の消費について調査したものだと聞いております。

○ 荒木美幸委員

それによってどういう傾向があらわれてきたかというのは、そこまでは把握をされてはいらっしゃらないですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

詳しくは把握しておりませんが、例えば母子加算については、③全国平均が2万1000円であるところを、今回1万7000円に削除されました。これについては、一般家庭とひとり親家庭の間の差異が2万1000円もないだろうと判断されて減らされたんだと理解しております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。

あと、累計の中で、部長答弁でありましたが全体的に生活保護受給者、歯どめはかかりつつも、高齢者が増加をしている、高齢者世帯が増加をしているという傾向にあるという答弁があったかと思いますが、高齢者、今お一人暮らしで生活扶助――私も幾つか対応させてはいただいておりますが――住宅の扶助を抜くと大体お一人8万円弱ぐらいかなと思いますが、今パーセンテージの話もありましたけれども、具体的にどれくらいの金額のマイナスになるのか。今の累計のパターンの場合です。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

申しわけございません。まだ国から高齢者世帯が幾らになるよという具体的な数字は示されておりませんので、今の段階ではちょっと推測しかねます。済みません。

○ 荒木美幸委員

その他の見直しというところで、医療費扶助の適正化、後発医薬品の使用を原則化ということで、ジェネリックだと思えるんですけども、これまでは利用促進ということで、現状どれくらいがこの後発医薬品を使っているのかという割合的なことはおわかりになりますか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

平成29年の6月調査でございますが、四日市市で72.4%で、三重県で71.0%、全国平均で72.2%ですので、若干全国平均よりは多いかなというふうに思います。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。少しびっくりしました。意外と高いですね。ありがとうございます。

今後なんですけれども、方法としては、生活保護受給者が病院の窓口において、私は後発医薬費に切りかえますというような形をとるのか、あるいは医療機関が、どちらかというところを先導して原則後発医薬品の使用ということにつなげていくのか、その辺のことはどうなるんですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

後発医薬品を使ってくださいというPRは、まず、医療機関にも文書で配布させていただきます。それと、被保護者の方についても文書でお知らせさせていただきます。それと、使っていない保護者については、直接電話で使っていただけませんかということをお願いしてございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

最後に、これは山口委員の少し質問にも関連してくるのですが、これから10月からスタートということですので、一つは、いわゆる当該の方たちへのやはり早目の事前周知ということと、そして、それに対応する職員体制。恐らく金額が減る方については問い合わせであったりとか、中には苦情的なものも発生する可能性がありますので、そういった考えられる反応についての職員体制というのは十分整っていますでしょうか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

まず、職員につきましては、今から、ことしの10月で保護費が減る家庭が多いので、それについては、苦情はよく聞くようにという周知はさせていただいております。苦情を聞いたところで市が何ができるかというのは、金銭的に変更はできないんですけれども、まず、苦情についてよく聞いてもらうようにという周知徹底はさせていただいております。

○ 荒木美幸委員

それすごく大事だと思いますので、人によって対応が違ったりとか、そうすると2次クレームにもつながってしまう可能性もありますので、体制をしっかり――今後だと思えますが――整えていただきたいと思えます。これは意見です。

もう一つ意見として、先ほど消費実態等のお話も少し質問させていただいたんですが、よく見聞きするのは――保護費が例えば減るということはちょっと大変なことがあるのですが――やはり保護受給者の方々の中には金銭的な管理、お金の使い方が余りうまくできない方が多いやに見受けられます。例えば支給日に全て使ってしまう、それがパチンコ等のギャンブルの場合もあるかもしれません。パチンコ、これ自由ですから私はいいいと思っているんですが、ただ、使い方であったり、あるいは犬や猫を飼っていらっしゃる方は餌代に全部使ってしまうって、生活費がなくなってしまうという状況も実はありますので、そういった実態をこれから、部長答弁でもケースワーク別にきちっと調査をしながら対応していくと、指導管理していくというお話もありましたので、そここのところをしっかりと、今もやっていただいているかと思いますがさらにしっかりと相談に乗りつつ指導もお願いしたいと思えます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

意見でよろしいですか。

○ 荒木美幸委員

最後は意見で。

○ 伊藤嗣也委員長

意見をいただきました。

他に。

○ 藤田真信委員

済みません、教えてほしいんですけど、見直しというのは5年に一度ということでよろしかったですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

前回、平成25年の8月から見直しがありまして、5年に一度ということで、ことし平成30年に見直しが行われます。

○ 藤田真信委員

その前回の見直しの際にもシステム改修というのはされたんでしょうか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

行っております。

○ 藤田真信委員

荒木委員や山口委員がおっしゃったように、前回、一度そういうシステム改修の経験もあるもので、そこで何か見えていた部分とか、きょうは聞きませんがそういったものがあつたら、そういったところもしっかりと踏まえた上で今回のシステム改修に備えていただくということと、あと、システム改修自体の内訳なんですけど、539万円を業務委託ということなんですけれども、簡単で結構ですので、どんな形のものなのかという、積算根拠というか、そういったものがあればお聞かせください。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今回のシステム改修のメーンは、先ほども言いましたように、年齢別で変更がある、あるいは世帯人数について変更があるということの基準額を変えるということになります。システム改修につきましては、各市そうなんですけれども、一つの業者さんにシステムをお願いしておりますので、その業者さんに見積もりをとってということになりました。

○ 藤田真信委員

10月から見直しということで、3年間で段階的というお話じゃないですか。3年間段階的ということは、その段階で政令が来て見直すとなったときに、それに対応できるような形でやっていくということではないですか。今回は、今年度の対応分としてこの539万円が計上されているということで、ひょっとすると、段階的にやっていくわけですから、そうすると、また新しい見直しも必要になってくる可能性もあるということではないですか。

○ 武藤健康福祉部参事兼保護課長

今回の基準改正が決まるときには、恐らく次の1年後が大体どれぐらいたよ、2年後は大体どれぐらいたよということがわかりますので、見直しの費用は今回だけで大丈夫だと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

藤田委員、よろしいですか。

○ 藤田真信委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようございませぬので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしという声をいただきました。

別段討論もないようございますので、これより分科会としての採決を行いたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会へ送るか否かにつきましては、採決の後にお諮りをいたします。
反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第8号平成30年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補
正、歳出第3款民生費、第3項生活保護費につきましては、原案のとおり決することにご
異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るかどうか、委員の皆様からご提案がございましたらご発言
を願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、全体会へ送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第3項生活保護費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第11号 四日市市介護保険条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、次に、教育民生常任委員会といたしまして、議案第11号四日市市介護保険条例の一部改正につきまして審査を行います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 森健康福祉部参事兼介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課、森でございます。よろしくお願いいたします。

議案第11号四日市市介護保険条例の一部改正についてご説明させていただきます。

同じフォルダでございますけれども、平成30年6月定例会議会の中の04でございます提出議案参考資料をごらんいただきたいと思います。こちらの資料の8ページでございます。よろしいでしょうか。

介護保険制度におきましては、介護保険料率を判定する際には合計所得金額をもとに行っておりますけれども、その際、特別控除額を差し引いた額で計算することになっております。

このたび、本年8月1日からでございますが、利用料の自己負担割合などを判定する際にも、それと同様に特別控除額を引いた額をもとに判定する取り扱いに改めることになりまして、介護保険施行令、政令が改正されております。

この政令が改正されました際に、特別控除額に関する条項が第38条第4項から第22条の2第2項に移動いたしております。第38条第4項が削除されまして、新たに第22条の2第2項に規定が設けられたものでございます。

私どもの介護保険条例では、その第38条第4項を引用しております箇所が2カ所ございます。それを第22条の2第2項に改めるという必要が生じたものでございます。

なお、特別控除の内容につきましては、中段に列挙してございますように、租税特別措置法に定めのあるものでございまして、(1)から(7)までございます。主に土地の取引に関するものでございまして、政令が改正となりましたのは、土地の取引につきましては、災害や土地収用などご本人の都合に寄らない場合もございますので、そのような土地の売却収入につきましては、所得として取り扱わないようにいたしまして、翌年度の利用料などに影響が出ないように配慮がなされたものでございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言を願います。

なしでしょうか。よろしいでしょうか、委員の皆様。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ご質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお言葉をいただきました。別段討論もないようでございますので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第11号四日市市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第11号 四日市市介護保険条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第12号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

続きまして、議案第12号四日市市旅館業法施行条例の一部改正について、審査を行います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 平田保健所副所長兼衛生指導課長

失礼します。衛生指導課の平田でございます。

ごらんの資料、04提出議案参考資料の次のページ、9ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

お願いします。

○ 平田保健所副所長兼衛生指導課長

旅館業法施行条例の一部改正でございます。

この改正につきましては、国において旅館業法等が改正されまして、旅館業に係る構造設備等の規制について見直され、衛生管理要領などの基準の緩和が行われたため、この旅館業法の改正に合わせて、条例もそれに合わせて所要の規定を整備するものでございます。

改正の内容については、まずはホテル営業、旅館営業に分かれておりました種別を統合し、旅館・ホテル営業とすること、また、設備につきまして、玄関、帳場、いわゆるフロントの要件の見直し等、旅館業の施設に係る構造設備の基準緩和や、照明設備や消毒等の基準の緩和が行われたものをあわせて整備するものでございます。

また、そのほか、引用条項において条項ずれがございますので、その辺もあわせて整備させていただくところでございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 中森慎二委員

改定の内容のところの（３）ですが、衛生措置の基準の緩和というところの具体的な内容についてちょっと教えてほしいんですが、例えば施設の消毒頻度などについて、数値規制を撤廃し、定性的な表現に改めるとなっていますが、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○ 平田保健所副所長兼衛生指導課長

具体的な改正の内容でございます。消毒等の部分につきましては、営業施設の消毒、以前の規定では、衛生設備の消毒並びにネズミとか昆虫の駆除を毎月１回以上と、１回という数値的に規制がなされたものを、その辺は緩和して、定期的に必要に応じて消毒して清潔に保持するというような表現に全般的に。また、照明についても各箇所は何ルクスというような数字的なものがあつたんですけども、それについても十分に自然光が採光できるように、また、宿泊者の安全・衛生上、必要に応じた照度に満たすようにというような表現に全般的に変わってきているというような内容でございます。

○ 中森慎二委員

これは法律の改正なので、市の担当のほうではあれなんだろうけど、消毒を毎月１回というのを定性的な表現で必要の都度やればよいという話は、業界の方からすると規制緩

和なんだけど、市民の立場からすると、衛生管理上の問題はないのかという疑問があるんだと思うんだけど、そこら辺はどういうふうに理解したらいいんですかね。

○ 平田保健所副所長兼衛生指導課長

規制緩和の中で数値的な表現を定性的に変えるというように、全般的な法律の中身はそういうふうになってきていると。あと、営業者にとってはそういう規制緩和の中での規制の改正と。先ほどおっしゃられましたように、利用者の衛生的な担保という部分については、法律上は営業者の責務としてやるというような規定になっている。あとは、担保していくについては、我々が営業施設に対してどれだけ啓発していくかというようなことになるのかなというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

ちょっとよくわからないな、言っている意味が。

○ 伊藤嗣也委員長

平田衛生指導課長、もう少し中身について詳しく答弁お願いいたします。

○ 中森慎二委員

規制緩和になった背景は何ですか、そうすると。数値規制をなくして適時やればいいというふうに。衛生管理の部分なので、規制緩和が適切かどうかってちょっと疑問を私は持っているんだけど。法律なので、担当部局が答える領域は限られていると思うけれども、今回の改正の背景は何なんですか。

○ 平田保健所副所長兼衛生指導課長

先ほど来ちょっと説明させていただいていますように、今回の旅館業法の構造基準の改正等々につきましては、国の規制緩和、いわゆる業界等、いろいろな方からのご意見の中で出てきた規制緩和の中での改正というふうに聞いております。

○ 中森慎二委員

これ以上聞いても答えられないみたいなので、例えば保健所としてのそういう施設への

立ち入りに対する影響はというふうに受けとめたらいいんですか。義務がないから、そういう立ち入りに基づく指導というのはというふうに変化するんですかね。

○ 平田保健所副所長兼衛生指導課長

立ち入りの際の確認ということについては、そういう義務的に、消毒については月1回やっているかどうかというようなところの数字的な確認というのは変わるかとは思いますが、衛生的にというふうには処理をしているかというような内容については、現実的には変わらないというふうには考えております。

○ 中森慎二委員

最後にしますが、従来ですと、法律に基づいて月に1回消毒しているという記録を提示させて、立ち入りのときに確認していると、今後はそういう作業がなくなるということですよ、現実的には。

○ 平田保健所副所長兼衛生指導課長

月1回というふうな確認ではなくて、というふうな頻度で、という内容でやっているかというような確認に変わるということになると考えております。

○ 中森慎二委員

立ち入りは保健所の一つの大きな業務だと思うんだけど、法改正に伴ってそういう立ち入りが甘くなるというようなことにはならないような行政指導はきっちりしてほしいと思いますので、それだけよろしく願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

他に。

○ 笹岡秀太郎委員

2番の改正内容の(4)条項ずれ、幾つぐらいあるんですか。

○ 平田保健所副所長兼衛生指導課長

条項ずれにつきましては、一番冒頭の部分について、いわゆるホテル営業と旅館営業というのが統合された分、その分、1項目抜けておりますので、その辺の分のずれというのが大きい部分でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

何カ所ぐらい条項ずれがあるのか。多分幾つかあるんやろうけど、参考資料には一応何カ所訂正とか、その辺がわかるような丁寧な説明は今後しておいたほうがよりベターかなという気がする。きょうはもう要りませんので、今後の表記、気をつけていただければと思います。

以上です。返事はいいです。

○ 伊藤嗣也委員長

笹岡委員からのご指摘、ご意見、今後よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移りますが、討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段討論もないようでございますので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第12号四日市市旅館業法施行条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第12号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ここから所管事務調査といたしまして、平成29年度第4回四日市市社会福祉協議会理事会報告について、平成30年度第1回四日市市社会福祉協議会理事会報告について、平成29年度第10回ないし第12回四日市市民生委員推薦会報告について、平成30年度第1回四日市市民生委員推薦会報告について、平成29年度四日市看護医療大学運営協議会報告について一括して報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

健康福祉課、片山でございます。それでは、よろしく申し上げます。

タブレットなのですが、フォルダ、03教育民生常任委員会の16平成30年6月定例会議会の02健康福祉部をごらんいただけますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

再度ページ数をお願いいたします。ゆっくり申し上げます。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

03の教育民生常任委員会、次が16の平成30年6月定例会議、その中に02健康福祉部がございます。そこをクリックしていただきますと、教育民生常任委員会所管事務調査の資料が表示されると思います。皆様方よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆さんはよろしいでしょうか。

説明をお願いいたします。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

済みません、それでは、よろしく申し上げます。

審議会等の報告を五つさせていただきます。伊藤委員長が言われましたように一括して説明をさせていただきますので、ご了解ください。

まず、12分の3ページをごらんください。

平成29年度第4回四日市市社会福祉協議会理事会の概要を報告いたします。

なお、12分の4ページには、理事会の理事、それから、監事の名簿になっておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

12分の3ページに戻ります。

本理事会は、市社会福祉協議会の事業、予算等の協議を行う位置づけであります。

項目4、会議の概要と議事項目をごらんください。

理事の一部交代、平成29年度補正予算、平成30年度事業計画案と予算案、定款、規程の一部改正等が審議され、承認されました。

うち、補正予算につきましては、職員の急な退職による退職金とデイサービス事業の利用者の減少による赤字の補填、それから、定款の一部改正は、生活支援コーディネーター事業の追加、それから、退職勧奨制度導入による規定の追加でございます。

また、5、報告事項として、会長と業務執行理事——これは副会長になります——の業務の報告、それから、平成29年度の資産運用状況と平成30年度の運用案等の報告がありました。

続きまして、12分の5ページをごらんください。

平成30年度第1回理事会の概要報告になります。

同じように12分の6ページが理事、監事名簿になりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

5ページに戻りまして、会議の概要は、評議員候補者の推薦、福祉サービス相談窓口第三者委員の選任、それから、平成29年度事業、決算、監査報告並びに規程の一部改正について審議され、承認をされました。うち、評議員は委員の交代案件、規程の一部改正に対

しましては、市社会福祉協議会に寄附をされた方が受けられる住民税控除の対象要件から社会福祉協議会が該当しなくなりましたので、それに関連する一部改正でございます。

また、報告事項につきましては、会長と業務執行理事の業務、それから、平成29年度の資産運用等についての報告となっております。

次に、12分の7ページをごらんください。

平成29年度の第10回から12回までの四日市市民生委員推薦会の概要を報告いたします。

本会議は、民生委員児童委員並びに主任児童委員候補者の適格性を審査し、三重県知事に推薦することを役割としております。

第10回において、民生委員児童委員5名、第11回、12回におきましては、民生委員児童委員各1名ずつ、計2名を審査、三重県知事宛に推薦が行われました。

12分の8ページが委員名簿になっておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

引き続き、12分の9ページをごらんください。

平成30年度第1回推薦委員会の概要となります。

民生委員児童委員候補者1名の審議があり、三重県知事宛に推薦が行われた次第です。また、同様に12分の10ページが委員名簿となっておりますので、よろしく申し上げます。

次に、12分の11ページをごらんください。

平成29年度四日市看護医療大学運営協議会の概要報告となります。

当協議会は、四日市看護医療大学の運営について協議することを役割としております。

項目4、会議の概要及び議事項目をごらんください。

同大学の平成28年度の収支状況、収支は安定しているという報告を受けております。それから、在校生と卒業生の進路等の状況、大学の地域社会貢献、それから、本市と連携した事業が報告されました。

うち、平成28年度の国家試験合格者は、看護師が114名、保健師が48名、助産師が8名——これはこの3資格の中で複数の合格者もございます——であったこと、それから、平成29年度卒業予定者105名のうち、就職が決定した学生が102名、進学が決定した学生が3名、また、就職内定先の割合は、市内の病院が40.2%、市内を除く県外病院が17.6%、県内病院が42.2%であったこと、それから、地域貢献活動として看護職への在宅看護に主眼を置いた研修やスキルアップ研修、公開講座等の開催、本市の連携では、健康福祉部と連携した講演会や疾病防止の啓発活動の展開、市立四日市病院での病院実習の実施と報告が

あった次第です。

また、12分の12ページは協議会委員の名簿となっておりますので、ごらんください。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。ご質疑がありましたら、挙手にてご発言願います。

○ **山口智也委員**

質問というより教えていただきたいんですけど、まず、3ページの社会福祉協議会のほうなんですけれども、ご説明の中で、生活支援コーディネーター事業の追加というふうに言われたと思うんですけども、これまでも社会福祉協議会で生活支援コーディネーターの方、3名の方がご活躍をいただいていると思うんですけども、今回新たに追加というのはどういう意味なのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○ **片山健康福祉部次長兼健康福祉課長**

これに関しましては、山口委員のおっしゃられますように既に配置してございますが、この定款の中にその記載がございませんでしたので、新たに追加させていただいたということでした。

○ **山口智也委員**

ありがとうございます。わかりました。

次に、5ページのほうなんですけれども、これも社会福祉協議会ですが、議事項目のうち、福祉サービス相談窓口第三者委員ということがありますけれども、ちょっとこれは私も勉強不足で申しわけないですが、どういうお仕事をされているのか、どういう制度なのか、簡単に教えていただけないでしょうか。

○ **片山健康福祉部次長兼健康福祉課長**

福祉サービス相談窓口に関しましては、主に市社会福祉協議会のサービスになりますが、

例えばサービスをご利用してみえる人の中で、何かご不満があったりとか、要望事項があったりとか、そういうことがあった場合に、まず、福祉サービス相談窓口のほうで受けていただきます。ただ、その職員が社会福祉協議会の職員になりますので、場合によっては公平性、それから、客観性という点でどうかというところが出てくると思いますので、社会福祉協議会の職員以外に第三者ということで2名なんですけど外部の方の委員さんを置かせていただきまして、その方々のほうにもまたご利用者の方のお話を聞いていただいて、社会福祉協議会のほうにフィードバックをしていただいたりとか、そういうことをしていただいております。

○ 山口智也委員

この外部の委員さん2名というのは、定期的に交代をされていく、任期は何年とか決まっているんでしょうか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

特に任期が何年というのは決まってございません。

○ 山口智也委員

ありがとうございました。

それから、もう一点教えてもらいたいですけれども、今度は民生委員のほうなんですけれども、毎回推薦をしていただいておりますけれども、各地区によってやはり、もうずっとですけれども担い手さんがなかなか見つからないという事情があると思うんですけれども、そこら辺の地区によってのばらつき、そこら辺の実情というのだけ簡単にわかれば教えていただきたいなと思うんですが。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

現在欠員が生じていますのが民生委員児童委員さんに関しましては、4地区でそれぞれ1名ずつ計4名、それから、主任児童委員さんに関しては1名欠員を生じております。

それぞれの地区なんですけど、自治会さんを中心にして人材を探していただいている、大変努力はしていただいております。ただ、お話を聞いていますと、やっぱりなかなかまだお仕事をされてみえたりとか、それから、この方が適任やと思っても、なかなかご家族のご

了解が得られないとか、そういうこともありまして、非常にご苦勞いただいているというふうな現状を認識してございます。

○ 山口智也委員

新たな取り組みで住民主体の取り組みなども各地区に広がっている状況ですので、そういうところの方もまた今後カバーしていただくのかなとは思いますが、また、現状、自治会の方もこういったご努力でカバーしていただいているとは思いますが、なかなか、じゃ、今すぐに住民主体のボランティアが各地区にすぐに整備されるわけでもないものですから、民生委員さんの果たしていただいている役割——単身世帯の増加もありまして、見守り——非常に大きな役割がありますので、私も担い手をどう確保していくかという明確な答えはなかなか持ち合わせていないんですけれども、やはり役割の大きさから考えると、民生委員さんをどういうふうに発掘していくのかということで、しっかり行政のほうからも地域の中に入ってご努力をまたしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

○ 山口智也委員

はい。

○ 中森慎二委員

四日市看護医療大学の運営協議会の報告についてなんですが、これは議会からはどなたも行っていない状況の中で、担当委員会での報告が唯一だと思うんですが、内容がちょっとお粗末過ぎるんじゃないかな。もっときっちり書面で報告しないといけないと思うんですよ。もちろん今、就職先だとか国家試験の状況も口頭で報告されたけれども、四日市の税金が投入されているわけですから、議会に対しても詳細な報告を書面で出すべきだと僕は思うんですよ。

例えば学生には奨学金も交付していますし、例えば卒業後、就職が市内でなければ返還

しなければならないというルールもあるわけで、そういった奨学金の部分がどうなっているのかとか、もちろん進路の状況もしかりですし、国家試験の状況もしかり。

それから、一番大事なのは、収支報告の状況も何ら口頭でも報告されていないけれども、これ、大事なことですよね。大学の運営はどうなのか、四日市大学との一体的な部分もお持ちなので、暁学園としての。ここら辺は委員会にちゃんときちっと報告を、資料としてすべきだと思うんだけど、部長どうですか。

○ 辻健康福祉部長

まことに申しわけございません。やはり奨学金のほうも委員おっしゃるとおりだと思いますし、このあたりはできるだけ詳細な資料でご理解いただける、また、ご意見も賜れるようなふうで一度工夫をしてみたいというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

最後のところもう一遍言ってくれる、よく聞き取れない。

○ 辻健康福祉部長

工夫をして、ご意見が賜れるような資料を整えてまいりたいというふうに思います。見直していきたいと思っております。

○ 中森慎二委員

それ、さっそく出してもらわないかんですよ、この委員会に。それは出してもらわないかん。

これ、我々として聞かないかん義務があるわけですから、皆さん方もちゃんと報告をするべきなんです。議会がこの会議体には出席していないんだから、そのためにこの担当の常任委員会で報告を求められているわけなんで、そこら辺がちょっと担当部局としての姿勢を問われるんじゃないかと私は思うんですけどね。検討するものにもないじゃない、報告すべきものなんです。

直ちに資料を用意して、報告してくださいよ。

○ 伊藤嗣也委員長

辻健康福祉部長、資料の準備はどれぐらいでできますか。

○ 辻健康福祉部長

大至急させていただきますが、物理的にコピー等を整える時間を頂戴したいと思いますので、その点だけのご容赦いただきたいと思います。

○ 中森慎二委員

ごめんなさい、私言いたかったのは、検討するとかそんな話じゃない。だから、資料を整え次第、委員会に提出してくださいという意味ですので、よろしくお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

関連ですか。

○ 藤田真信委員

その資料を整えていただく際に、先ほど中森委員からもありましたけれども、国家資格の件であるとか、あとは就職状況の部分の詳細をお願いしたいのと、あと、3番で大学側から地域貢献に対する取り組みの報告と市側から市との連携との報告というようなことで、こういった報告がなされて、それに対してこの会議体でこういった協議というのがされたのかということも入れておいていただいているいいですか。単なる報告だけで終わっているんですかね。

○ 辻健康福祉部長

どこまで議事録ですぐコピーできるかという確認はさせていただきますが、できるだけその方向で整えたいと思います。

○ 荒木美幸委員

関連をお願いします。

おおむね中森委員と藤田委員におっしゃってはいいただいたんですが、この議事項目の卒業生、在校生の状況で、昨年度の委員会の2月補正予算だったと思うんですが、四日市看護医療大学の案件がありまして、そこでも指摘があったかと思います。特に補助金が出て

いるということで、おやめになった方々の――後追いがどこまでできるかはあれなんですけれども――なぜやめられたかといったようなところのこともしっかりとやはりある程度は把握をするべきではないかというご指摘があったかと思しますので、両委員のご指摘も踏まえて、そこはしっかりとまた報告がいただけるように整理をお願いいたしたいと思えます。これは意見だけです。

○ 伊藤嗣也委員長

辻健康福祉部長に申し上げますが、準備できたら、また委員会開会中で結構でございますので、3人の委員の意向をきちっと酌んでいただきまして、よろしく願いいたします。他にございますでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

基本的なことをちょっと聞きたいんですが、第4回の社会福祉協議会の理事会の報告とか、それから、民生委員の推薦会の報告、それから、四日市看護医療大学、今報告があった件、日付が3月26日で恐らくみんな3月の中旬から下旬にかけての会議なんだけど、そうすると、私、前回この委員会におりませんでしたのでようわからんのですがそこにも報告されて、改めてここでも報告したと、こういう理解でよろしいの。

○ 濱田健康福祉部理事兼社会福祉事務所長

前回の議会以降に開催されたものを報告しておりますので、前回とは重複はしておりません。

○ 笹岡秀太郎委員

これ、前年度の報告ですよ、3月ですから。年度変わったのをここに今示していただいて、前回の委員会には示してはいなかったと、こういうことの理解でよろしいか。

そうすると、今期改選になるんやけど、今期中で議論されたことは、改選後は我々が、もしこの議会に参画していないと聞けないということになるんやけど、その辺は同じ考え方でいいの。やっぱり年度内に報告すべきものじゃないのかなという思いで質問させてもらうておるのやけど。わからない。

定例月議会が終わっておったから、報告のいとまがなかったから今ここで報告している

と、そういう理解。

そうすると、次年度も同じ扱いになると報告なしということになるんやけど、新しく改選したときにまたするという事なのかな。そういうことなんやな、理解は。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁よろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

すとはんとは落ちやんけど、やっぱり議論しておった委員会には報告ぐらいしてもいいのかなと。今、中森さんの言われたところと同じ部分で、丁寧さが欠けるとやっぱりちょっと議会に対する対応がまずくならへんかなという気がするので、一応議会が終わっておっても、その年度の委員会の委員さんには報告するぐらいの丁寧さがあってもいいかなという意見だけつけ加えさせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

貴重なご意見を頂戴したと思いますので、十分ご検討のほうをいただいて、情報開示、積極的によろしくお願いいたします。

他に。

○ 諸岡 覚委員

一つだけちょっと知識として知りたい。5ページの社会福祉協議会さんの一番下、報告事項のところ、資産運用についてというのがあんだけど、資産運用って具体的にこれ何を指しておるのかなと。預貯金の利息が幾らついたという程度のものなのか、具体的に株式の何かをやっておるとか、不動産なんかをやっておるとか、どういう意味合いの資産運用なんですか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

この資産に関しましては、具体的に申し上げますと、国債、それから、都道府県の公債等になっております。

○ 諸岡 党委員

債券というのは、具体的に何の債券ですか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

済みません、私の言い間違いでございます。申しわけありません。

○ 諸岡 党委員

何と言い間違えたの。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

公債ですね。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか、諸岡委員。

○ 諸岡 党委員

ちなみに規模的にはどれぐらいの規模で買っているんですか、金額を具体的に、数千万円単位とか。

○ 片山健康福祉部次長兼健康福祉課長

現在保有しております国債等、トータルでいきますと、時価で約2億8000万円でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

諸岡委員、よろしいですか。

○ 諸岡 党委員

了解です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようですので、本件についてはこの程度といたします。

これで健康福祉部の審査を終了いたします。

理事者の入れかえを行いますので、委員の皆様には休憩をとりたいと思います。再開、11時15分です。よろしくお願いいたします。

11 : 03 休憩

11 : 15 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をいたします。

これよりこども未来部所管の議案の審査を行います。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 川北こども未来部長

どうも皆さんおはようございます。こども未来部でございます。

こども未来部、今回の議会のほうには、予算常任委員会教育民生分科会といたしまして補正予算、認定こども園に係るものでございます。それから、教育民生常任委員会といたしましては、放課後児童健全育成事業——学童保育の件でございますが——その件の議案がございます。いずれの議案につきましても、簡潔かつ丁寧なご説明に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

第2条 債務負担行為の補正

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会として、議案第8号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、第2条債務負担行為の補正について審査を行います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課の大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当部でご用意させていただきました予算常任委員会教育民生分科会資料を用いて説明をさせていただきます。

タブレットのほうでございますけれども、03教育民生常任委員会の16平成30年6月定例会議、03こども未来部をお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆さんはよろしいでしょうか。

では、説明をお願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

かしこまりました。

それでは、資料3ページをお願いいたします。こちらは補正予算参考資料4ページを再掲したものでございます。事業名といたしまして、認定こども園整備事業費でございます。

1の目的をごらんください。平成28年1月に公立幼稚園の適正化計画を定め、人間形成の基礎を培う重要な就学前の子供たちにとって、子供たちが刺激し合い、さまざまな体験を得られるよう、子供たちの一定集団規模を確保していくために、4歳児、5歳児の混合

クラス運営が3年間継続している公立幼稚園を対象にその適正化を図ろうとしております。

教育民生常任委員会におきましても、過去におきまして協議会等にてその取り組みにつきましては各地区の状況を報告させていただき、ご協議をいただいている次第ではございますが、今回は保々地区、神前地区、楠地区の3地区におきまして、設計等に係る補正予算のご審議をお願いするところでございます。

それでは、2の内容をごらんください。

まず、保々地区でございます。内容といたしましては、実施設計業務委託でございます。予定スケジュールにもございますように、平成29年11月定例月議会にて基本設計の補正予算をお認めいただき、債務負担行為を組んだ上で、現在その業務を進めております。

その内容といたしまして、5ページでございます。

こちらでございますけれども、5ページ、配置計画図案でございます。こちらは保々地区における改修前と改修後の計画図でございますが、改修後の部分をごらんください。

こども園化に向け、保育園と幼稚園の現在の施設を活用していくに当たり、こども園としての一体化が感じられるような環境整備として基本設計を進めております。

主な内容といたしましては、両園舎を接続するに当たり、連絡通路の設置、また、こども園化に当たり、保育園、幼稚園の双方にある職員室を園舎中央部に移設、また、給食室の移設、そして、こども園として子育て支援機能が付加される子育て支援センターを幼稚園舎の2階に設置するなどを計画しております。このような基本設計を現在進めておりますが、次の工程といたしまして実施設計の予算を計上してまいりたいと考えております。

失礼いたします。再度資料3ページに戻っていただきまして、その補正予算額といたしまして、実施設計業務委託として900万円でございますが、工期といたしまして、平成31年6月までを予定しているため、補正予算として900万円の3割の270万円、債務負担行為といたしまして、その期間は平成31年度までとし、限度額を残りの630万円としております。

次でございます。

次に、神前地区、そして、楠地区でございます。いずれの地区におきましても、地元の検討委員会との話し合いを進めてまいりましたが、その経過を踏まえ、施設整備の基本設計を行うに当たっての補正予算の計上でございます。

再びですけれども、資料のほうですけれども、6ページをよろしく願いいたします。

まず、神前地区でございますが、ここでは資料の参考部分に神前幼稚園、そして、神前

保育園の現況ですけれども、航空写真による位置図と両舎の概略図を、少し写りが悪いんですけれども掲載させてもらっております。

資料の1の主な設計項目でございます。主な設計項目といたしましては、こども園化に向けては、一体となった施設環境整備が必要であるとの検討委員会からのご提言も受け、施設の一体的利用のために幼稚園舎を撤去し、現保育園舎を活用しながら不足する保育室の増設を考えております。それに伴い両園舎の中央を通っている通学路の移設、そして、職員室等の整備、また、あわせてこども園化によりまして子育て支援機能が必要となることから、子育て支援センター設置などの基本設計を進めてまいりたいと考えております。

また、保育園、幼稚園の園運営を行いながらの工事の進め方につきましても、この基本設計の中で検討してまいります。

資料7ページには、地元との交渉経過を、また、資料8ページには、検討委員会さんとのすり合わせた整備概要図案であり、この内容をもとに基本設計を進めてまいりたいと考えております。

次に、資料9ページをお願いいたします。

楠地区でございます。平成29年11月定例月議会の教育民生常任委員会におきまして、協議会のほうでご協議いただきましたとおり、地元の検討委員会さんからのご要望を受け、当地区の四つの公立園——楠南幼稚園、楠北幼稚園、そして、くす北保育園、くす南保育園の四つの公立園——を楠北幼稚園舎を拠点としまして一つのこども園に再編してまいります。

ここで、資料の下表の平成30年5月1日現在の年齢別園児数をごらんください。その中で、楠南幼稚園でございますが、現在5歳児2名の状況でありまして、園長につきましては、3月にご通知させていただきましたとおり、楠北幼稚園長が兼務をしております。来年度の園児募集につきましても、集団規模の確保は難しいだろうとの推測から、園児の募集は行わない方針で考えております。

資料9ページの上段に戻っていただきまして、基本設計の主な項目といたしまして、4園1園化に伴う保育室の増室、職員室等の整備、幼稚園舎を活用していくために給食室の設置などの基本設計を進めてまいりたいと考えております。

資料10ページには、神前地区同様に地元との交渉経過を、そして、資料11ページには、検討委員会さんとのすり合わせました整備概要図案を掲載しており、この内容をもとに基本設計を進めてまいりたいと思います。

最後に、それぞれの地区の補正予算額でございますが、再度資料3ページに戻っていただきますようお願いいたします。

神前地区の基本設計業務委託としての補正予算といたしまして500万円、楠地区の補正予算といたしましては、基本設計業務委託が990万円、また、園舎増築に伴い地盤調査業務委託としてボーリング調査を2カ所行う経費として700万円、楠地区として計1690万円でございます。

以上、3地区を合わせた補正予算額といたしましては2460万円、先ほど申し上げましたように、保々地区の実設計は債務負担行為としておりまして、その期間は平成31年度までとし、限度額は630万円でございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は、挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

まず、楠のほうから確認させていただきたいなと思います。

楠は、以前、平成28年当時の説明では2カ所への集約ということで説明があったわけなんですけれども、その後、地域の皆様のお声をまとめる中で4園を統合ということになったわけなんですけれども、南のほうは防災上も危険なところもあるというところで北になったということで理解をしているんですけれども、今後無償化に伴って保育ニーズが拡大していくということを考える中で、楠地区で1カ所に集約するということで本当に間違いがないのかということなんですけれども、ここら辺の考え方はどのように整理されているのでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

楠地区の4園1園化につきましてご質問をいただきました。

資料のほうになりますけれども、楠地区の資料でございます。9ページをごらんください。

こちら楠地区の4園1園化となりまして、楠地区1園化でこども園になった折の想定規模を掲載しております。そして、規模から申しますと、想定規模としまして、4園1園化となりましたら281名という想定規模をしております。

現在4地区の4園の園児数が220名ほどですので、今回、こども園化に当たりましては、規模は大きくなるというところで想定規模を組んでおります。その一例といたしましては、例えば低年齢児につきましては6名の増、3歳児を含めると計12名の増といったあたりで、こども園化に当たっては、その地区の動向を見ながら、ご提示させてもらった規模で考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

そうすると、楠地区の今後の人口動向とか将来的なものを見据えて、この4園で十分に今後も数十年対応していけるという理解でよろしいですか。

○ 大西保育幼稚園課長

想定規模に当たりましては、楠地区の動向と、そして、平成29年度からこども園がスタートしておりまして、例えば橋北地区の動向につきましても、給食の提供を行ったとか、就学前で集団規模が親の就労に限らずといったところで、橋北地区も確かに園児数が当初よりふえているといったところも考慮しまして、想定規模のほうを想定いたしました。

以上でございます。

○ 山口智也委員

わかりました。

今回この四つの公立園1カ所ということで、次、ハード面で少しお聞きしたいんですけども、教室、保育室の増室なども検討されているということなんですけれども、私、ちょっと1点気がかりなのが、280名規模の園舎になるということで、特に運動場とか園庭の面積が、私も現場をよく知っていますけれどもこれで本当に――面積が拡大されてもほとんど一緒、整備されても同じような面積になるのかなと思っているんですけども――280名規模でこの園庭で十分なんですか。

○ 大西保育幼稚園課長

資料といたしましては、11ページになりますけれども、現在の楠北幼稚園の敷地プラス楠の地区市民センターの駐車場の一部を使用して園庭等の対応をしていきたいと考えております。こども園の園庭に当たっても面積基準がございますが、現在の整備構想図案で基準は満たしておるといったところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

面積基準は満たしているかもわかりませんが、大体市内全体を見ていると、280人の規模でこの園庭、規模は満たしているんだけどそういう意味で本当に足りるのかなという疑問が少し残ってしまっていて、例えばそういうときに何か必要な場合はほかの隣の校庭なども利用するとか、そういったケースも考えているんでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

楠北幼稚園の敷地につきましては、楠小学校との校庭の一部に隣接をしております。そして、先ほど申し上げましたように、面積基準は満たしておるものの、園運営におきまして、例えばやはり不都合が生じるようなソフトの部分におきましては、場合によっては小学校とも調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

もしそういう想定であれば、この園庭と小学校との境というのは現状今どうなっていて、これがもし境が完全に分離されているのであれば、今後どうしていくのかと、そういう考えは何かありますか。

○ 大西保育幼稚園課長

現在小学校と園庭との境につきましては、蛇腹の門になっておりまして、現在も行き来は可能でございます。当然そのあたりも踏まえまして、学びの一体化ではないですけども、きちっと区切るだけではなくて、そのあたりも踏まえて基本設計を進めてまいりたいと考えております。

○ 山口智也委員

楠で最後にちょっと確認なんですけれども、今回、北に集約するというので、川から南のほうの地区の方、南五味塚のほうの皆さんというのは、完全にこれでいいよと、北の4園統合でいいよということでご理解を賜っているのか、そこら辺の状況をもしあれば教えていただきたいなと思います。

○ 大西保育幼稚園課長

楠地区の検討委員会さんにおかれましては、議論に議論を重ねられた上の中での今回の楠北幼稚園舎での1園化ということでご提言をいただいて、それを市のほうでも検討した上で、今回、その案をもとに基本設計を進めていこうと考えております。

ただ、楠南地区におきまして、現在の楠南幼稚園舎を、今回の楠北幼稚園舎を使っていく子ども園化に当たっての子育て支援センターとして楠南幼稚園舎を使っていきたいというご要望も受け、そして、子ども園化の認可に当たりまして、要は棟が異なっても、子ども園の子育て支援機能とみなすということがございますので、今回の基本設計業務としては、子ども園の中心園舎とする楠北幼稚園舎の設計は上げておりますけれども、構想といたしましては、先ほど申し上げた計画で楠南幼稚園舎を活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

わかりました。今後の保育ニーズとかも見据えて、現状の施設もしっかり活用しながらご対応していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、続けて神前に質問させてもらってよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい、どうぞ。

○ 山口智也委員

神前の質問をさせていただきたいと思いますが、神前については、議案の意見というこ

とで17件ものご意見がありましたので、目を通させていただいたんですけれども、大体よく似たご意見かなというふうに感じたんですけれども、まず一つは、そもそも認定こども園化に反対だというご意見、認定こども園化に伴って幼児教育の質が落ちるのではないかとか、具体的に幼児教育と保育の内容をどのようにしていくんだというようなご意見が一つあったのかなと思いますけれども、また、こども園化にするのがこの五つの地区に限ったもので、当初は全ての地区でこども園化すると言っていたのではないかと、そんな意見もあったりして、少し地域のほうでも一部混乱されているのかなという気もするんですけれども、適正化計画に基づいて、混合クラスが3年続いたら見直しをしていくという、そのことも含めてしっかり説明を今後していくべきではないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

認定こども園化の反対というお声も出ているということにつきまして、認定こども園化につきましては、神前地区につきましても、検討委員会さんとともに保護者さんへの説明も行ってまいりましたが、ご意見をいただいているということでありましたら真摯に受けとめまして、今後もそうではないとの丁寧な説明を行いながら進めてまいりたいと考えております。

そして、適正化計画の説明につきまして、今回の適正化計画につきましては、各対象地区ごとに計画書に基づいてのご説明を申し上げてまいったところがございます。ですので、今回の補正の趣旨も申し上げましたように、園児数、人間形成を培う重要な就学前の子供たちにとって一定集団規模を確保していくために、4歳児、5歳児の混合でのクラス運営が3年間継続している公立幼稚園を対象に適正化を図ろうとしておるところでございます。

今回は第1次計画でございまして、神前地区を含め6園を位置づけて説明を行ってまいりました。その6園のうちですけれども、神前幼稚園、保々幼稚園、高花平幼稚園に楠南幼稚園、そして、塩浜幼稚園に納屋幼稚園。既に塩浜幼稚園につきましては、塩浜西保育園とのこども園化に、納屋幼稚園につきましては廃園となっておりますので、残る4園について現在進行形でございますので、この地区につきましては、引き続き適正化計画に基づいた説明を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

そこら辺の適正化計画に伴って進めているというところの説明をまだ一部混乱されているところがありますので、ぜひ丁寧な説明をまた続けていただきたいと思います。

それから、2点目は、意見の中にも多かったのが工事期間中の問題です。健康面、安全面、この辺の意見が非常に多かったと思います。どこで遊んだらいいのかとかトイレの問題。小学校のトイレで本当に対応できませんというようなことであったりとか、ここら辺はやはりできる限りの対応をしていってあげてほしいなというふうに思うんですけども、ここら辺、非常に厳しい意見も多かったんですけども、丁寧な対応、できる限りの対応というのはとれますでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

神前地区での工事の進め方でございますけれども、今回上程している基本設計業務委託において——保育園、幼稚園ですので——園運営を行いながらの中での工事の進め方を検討していく予定でございます。

先ほど申し上げましたように、園運営を行いながらの工事でございますので、例えば現在、ほかの保育園、幼稚園で行っているアセットマネジメントの改修を行う際も、例えばどうしても保育を実施しながら園改修を行うといった場合は、夏休み期間を利用して、夏休み期間は近接の小学校に間借りさせていただいて、保育を継続させていただくといった対応をしておりますけれども、現に今回のこども園化の工事につきましても、そのあたりの対応が必要になってくるかなと思っております。

当然その間につきましては、各園児並びに保護者の方々へのご迷惑等はかけるものの、そのあたり、基本設計におきましても、通常の保育を維持できるような工夫をとったところで検討してもらいたいと考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

お母さん方、保護者の方も自分のお子さんがとにかく行っている間にまさに工事の期間中に重なってしまうということはどうしても許せないという気持ち、私も気持ち的にはわかりますので、本当にできる限り、例えば具体的にはトイレの問題にしても、小さいお子さん用に下に台を敷いてやるとか、できる限りのきめ細かい対応をして、感情的な部分を

しっかり酌み取っていただいで対応していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

一旦以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

○ 藤田真信委員

関連なんですけれども、神前のほうなんです、まず一つ目なんですけれども、ここにはあっさり書かれています、平成29年の4月に検討委員会の提言書を受理されたという経緯がありますよね。間違いないですよ。それに対して、回答を今回11月にしていただいたと。さらに、それが教育民生常任委員会の平成29年11月に報告されて、その上で平成30年1月に検討委員会で改めて市の回答を審議し、正式に承認書を市に提出と書いてありますよね。

この一連の流れって非常に大事だと思っていて、その資料が今回の予算審議の中でまず出されていないということ自体が僕はちょっと違和感を感じますので、そこをまずはしっかり丁寧に説明していただかないといけないのかなというのと、あとは、それを受けて、2月、3月と保護者に対して説明を市からやっていただいていますよね。その流れを受けて保護者に対して説明をして、どういった形で説明がなされて、それに対する保護者がどういった反応を示していたかというところもある程度は明記しておいていただかないと、これ予算の審議ですので、そういったところでちょっと丁寧さが欠けると申すんです。

できたら委員長にお願いしたいんですけれども、その辺の具体的な内容を提示していただけるとありがたいと申すんですが。

○ 伊藤嗣也委員長

藤田委員にお尋ねさせてください。資料要求という理解でよろしいでしょうか。

採決に影響するかしらないかは。

○ 藤田真信委員

影響します。

○ 伊藤嗣也委員長

ただいま藤田委員のほうから資料要求が採決に影響するというところでございます。

理事者に確認をさせていただきます。先ほどの資料要求に対してどの程度時間を要しますでしょうか。大体で結構でございますが。

○ 中森慎二委員

昼休みを利用してもらえば。

○ 伊藤嗣也委員長

はい、わかりました。

そうしましたら、とりあえず午前はここで一旦休憩に入らせてもらいますので、午後1時からの再開に間に合うような形で資料を準備できますでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

ご用意させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、よろしくお願いいたします。

○ 中森慎二委員

もう休憩に入るなら、資料要求があるんなら、みんな出してもらったほうがいいんじゃないですか。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、皆さん、他に資料要求等ございましたらよろしくお願いいたします。

○ 中森慎二委員

藤田さんが今言われた中の平成29年4月の検討委員会での提言書も出してもらった内容で入っているんですね。わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

提言書のほう、触れられたと思いますが。

○ 大西保育幼稚園課長

資料の確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい、お願いします。

○ 大西保育幼稚園課長

まず、平成29年4月の提言書の内容、そして、平成29年11月に行いました市からの回答、そして、当検討委員会さんから回答いただきました審議結果の内容でよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

藤田委員に確認いたします。

○ 藤田真信委員

2月、3月に行われた保育園、幼稚園の保護者への説明会とその反応。

○ 大西保育幼稚園課長

2月15日の保育園の保護者への説明内容、そして、3月16日の幼稚園の保護者の方々への説明内容がわかるもの、ご用意させていただきます。

○ 中森慎二委員

平成28年3月に設置された神前地区の幼保統合検討委員会の構成メンバーがわかるもの、資料を出してください。

○ 伊藤嗣也委員長

資料追加をお願いします。

○ 大西保育幼稚園課長

はい、ご用意させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

藤田委員、よろしいでしょうか。

中森委員も以上で。

他の委員の皆様、資料はこれでよろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、資料のほう、午後一番にお願いします。

委員会のほうは休憩に入らせてもらいます。午後1時再開でお願いいたします。

11:51 休憩

13:00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をさせていただきます。

休憩前にご請求のありました資料の準備が整いましたので、委員の皆様へ配付をお願いいたします。

委員の皆さん、お手元に資料はよろしいでしょうか。

それでは、大西課長より資料の説明をお願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

どうぞよろしくお願ひいたします。

教育民生分科会追加資料のほうの2ページをごらんください。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、神前地区幼保統合検討委員会の名簿でございます。神前地区連合自治会長を会長とする各種団体、そして、保育園及び幼稚園の保護者代表の方も含む22名からのメンバー構成となっております。

資料3ページをお願いいたします。

当検討委員会のほうから平成29年4月に市のほうにいただきました提言書でございます。4ページからお願いいたします。

提言内容としては、四つの観点から要は提言をいただいております。1番目、4ページ後半下の部分でございます。認定こども園化での乳幼児保育、就学前教育の質の維持・向上として1項目め、いただいております。現幼稚園、保育園の園児が受けている乳幼児保育、就学前教育の質の低下するのではないかとこの不安が大きく、最後の行ですけれども、さらなる質の向上を図っていくことが最も重要ですということで、1項目めいただいております。

次ページ、5ページをお願いいたします。

2項目めでございます。認定こども園化に向けての施設環境整備に関する項目でございます。

現在幼稚園施設と保育園施設との中央を分断する形で神前小学校の通学路があり、認定こども園化での幼稚園施設と保育園施設が分断されていることから、園児、保護者の一体感が形成できなく、園児の交流、施設の運営にも大きな支障をきたすこととなることから、認定こども園化に向けては、幼稚園、保育園施設の一体となった施設環境整備が必要でその2項目めの内容でございます。

3番目でございます。認定こども園管理運営化における市の全責任の明確化でございます。

認定こども園化になると、市が責任を持たない、災害時には公立幼稚園、保育園の救済対応が先行し、認定こども園は後回しになるのではないかとといったことも含めて、認定こども園における恒久的な市の運営及び全責任が市にあることを明確にすることが必要ですといった内容でございます。

最後でございます。4項目め、子育て支援センターへの期待と神前地区在住乳幼児の認定こども園優先受け入れでございます。

子育て支援センターは、地域の子育て家庭の支援の充実が得られますといったこと、そして、最後の2行ですけれども、地域のための地域の認定こども園の趣旨にのっとり、神

前地区在住乳幼児の認定こども園への受け入れを優先することが必要ですといった内容で、以上、4項目で提言書を4月にいただいたところでございます。

資料7ページをごらんください。

神前地区幼保統合検討委員会提言書に対する回答で、市の回答でございます。こちらにつきましては、昨年、平成29年11月24日に回答しております。

なお、この内容につきましては、昨年11月の定例月議会の協議会においても、協議会の折にご提出させてもらっておる内容でございます。

回答に参ります。

1番目でございます。認定こども園化での乳幼児保育・就学前教育の質の維持担保・向上についてでございます。再度提言内容が記されておりますけれども、回答部分でございます。この内容につきましては、四つの観点から回答しております。四日市市としまして、認定こども園の職員は、幼稚園教諭、保育園の免許資格を有することから、双方の研修への参加を行っていくと同時に、保育体制を工夫などして就学前教育・保育の質の向上を図っていくこととしております。

そして、園児数に応じた適切な職員配置と同時に、開園時の新たな環境で子供が安心して保育を受けることができる体制を確保していくとしております。

そして、認定こども園化での教育認定の3歳児受け入れは行わないと回答させております。

最後でございますけれども、開園に向け、幼稚園、保育園の保護者、園児、園長及び職員間の調整、交流を十分に行ってまいりたい、このあたりは橋北こども園——開園しておるこども園——の事例も踏まえて行ってまいりたいと回答させてもらっております。

そして、2番目でございます。認定こども園化に向けての施設環境整備についての回答でございます。

回答内容でございます。一体的な施設環境を整備するために、次のことについて検討を進めるとしております。

両園の間を分断する形で通っている神前小学校の通学路の位置の変更、そして、両園の全体敷地の中央に立っている幼稚園舎の取り壊しと認定こども園における子育て支援センター及び保育の確保に必要な増改築等の整備、そして、別添で9ページに11月時点でのすり合わせた整備構造図を添付させております。こちらの内容を、午前の折に説明した基本設計の内容に要は反映させようとしている次第でございます。

3番目でございます。認定こども園管理運営化における市の全責任の明確化についての回答でございます。

認定こども園は、他の公立園と同様、市が責任を持って運営する施設であり、認定こども園の位置づけは、四日市市こども園条例を既に制定しておるといったところで回答をさせております。

最後でございます。子育て支援センターへの期待と神前地区在住乳幼児の認定こども園優先の受け入れについてでございます。

回答につきまして、併設型の子育て支援センターを設置し、未就園児とその保護者への支援を充実していく。そして、保護者が希望する地域の園に入園いただけるよう、市内全域の――まずですけれども――待機児童の解消を図り、ほかの地域からの入園児を最小限に抑えるとともに、地域の子供を受け入れることができるこども園の施設規模を確保していくというところで回答させていただいております。

そして、次に、資料10ページをよろしくお願いいたします。

平成30年1月24日付で当検討委員会から市宛てに、先ほどご説明を申し上げました四日市市回答に対する審議結果をいただいております。

11ページをよろしくお願いいたします。

審議結果の内容といたしまして、白丸の後半部分ですけれども、回答の内容は提言書及び神前地区の思いに沿ったものであり、四日市市回答の受け入れを承認したということで、審議結果のほうをいただいております。

そして、資料12ページ、13ページでございます。

検討委員会と園の保護者の方々への説明の内容でございます。

まず、12ページでございます。

保育園の分からでございます。2月15日でございます。参加は保護者20名でございます。保護者からの質問を明記させていただいております。そして、例えば1番目、信号の位置はそのままかといった、これは神前地区市民センター前の通学路の部分の信号のことを指しますが、信号の位置はそのままか、あるいは真ん中あたり、3歳児の保育室のこと、そして、駐車場のことといったことに関するハードのこと、そして、真ん中ほどでございますが、認定こども園の保育料はどうかといったところ、そして、幼稚園は夏休みがあるが認定こども園ではどうかといったソフトに関する事柄も質問としてございましたので、それぞれ回答させていただいております。

そして、資料13ページでございます。

3月16日、こちらは幼稚園の保護者の方々への説明の部分でございます。ハードのことにしましては、例えば一番最後、園庭が狭いのは困るといったこと、そして、ソフト部分につきましては、真ん中あたりですが、保護者同士のつながりがなくなるのではないかと、そして、こども園では幼稚園のよさがなくなると思うと。あるいは、地域とのつながった園を保証してほしい、保護者がつながれる環境を求めるといった意見もいただいております。

そして、その折につきましては、集団の確保という点で、こども園は保護者の就労にかかわらず入園できる施設であるといったところ、そして、また、こども園でのあり方につきましては、平成29年度から開園している橋北と塩浜の事例も含めてよりよくしていきたいといった内容で回答をさせてもらっております。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、ご質疑のある方は挙手にて。

○ 藤田真信委員

資料を整理していただきましてありがとうございました。

先ほど山口委員からもありましたけれども、今回の議案に対する寄せられた意見ということで、神前幼稚園、そして、保育園の保護者の方であろう方から17件のたくさんの問題意識のご指摘であるとか反対表明であるとかということが寄せられています。

そもそも論としてちょっとさかのぼると、前回協議会の際の説明としては――私個人としての見解です、私として教育民生常任委員会の委員で当時おりましたので――その当時受けとめたのは、神前の幼稚園、そして、保育園の保護者の皆さんがこういう検討委員会の議論も踏まえて、しっかりとご理解をいただいているというふうな中の雰囲気の中での説明であったような気がするんです。そういうふうなことで地元との協議、そして、合意形成というものがうまくいっているのかなというふうに認識をさせていただいていました。

ところが、今回こうやって17件もの市民の方からの意見表明があつて、なおかつ、その

協議会以降で回答が出されていたりとか、あとは保護者の説明会もしていただいているという中で、なぜこれだけ異論が出ているのかというのはやっぱり腑に落ちないというか、ここまでちゃんとやっているのであれば、こんなに異論が出るはずがないんじゃないかというふうに正直思うんです。何でこういうふうな状況になっているのかというところの何が不備だったのかというところの見解があれば教えていただきたいんですけど。

○ 大西保育幼稚園課長

当地区の適正化計画につきましては、先ほどメンバー構成もご提示させていただきました地域関係者から組織された検討委員会の方々と話し合いを続けてまいりました。そして、そのメンバーには園の代表の方も含まれていること、そして、保護者の方々にも、検討委員会の方々とともに保護者様への説明も行ってまいったところでございます。

ただ、午前中もお話ありましたように、17件ほどのご意見をいただいたというあたりにつきましましては、こちらにつきましては真摯に受けとめ、今後も丁寧な説明を行いながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

どの部分に不備があってこういうような状況があったのかというのを聞いているんですけども。

○ 大西保育幼稚園課長

これは臆測ではございますけれども、当適正化計画の話し合いにつきましては、検討委員会も平成28年の3月に立ち上がって、話としては、平成28年度から話をさせてもらっておるところでございます。ですので、場合によりましては、保護者の方々が卒園などによって常に入れかわるといったことがあろうかと思えます。そこのあたりについてどう説明してまいるということにつきましては、保育幼稚園課並びに各園の園長ともご相談しながらその対応をしてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

ちょっとよくわからないですけども、結局は入園する手前のお子さんたちの保護者への説明が欠如しておったということでもいいですか。

○ 大西保育幼稚園課長

説明はさせていただいておりますけれども、例えば今年度入園児とか4歳児さんといったあたりは園児、保護者の入れかわりがあるといったあたりで、そのあたりの説明を丁寧にしなければならないと考えております。

○ 藤田真信委員

しなければならないというのは当然で、今までの部分でそういう不備があったということでもいいですね。なかなか入園前の方々に対して説明が不足していたという認識でよろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁がかみ合っていないみたいですので、大西課長、よろしく願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

意見書から出ているという点につきましては、要は反省すべきところだと考えております。

○ 藤田真信委員

ちょっと細かく伺っていきますけれども、12ページの保育園での説明会なんですけれども、保育園の保護者20名ということで書いてあるんですが、保護者全員ということでよろしいですか。

○ 大西保育幼稚園課長

保護者全員ではなくて、要は出席の参加者が20名ということでございます。

○ 藤田真信委員

細かくなって申しわけないですけど、出席されなかった方に対する対応というのはとら

れたでしょうか。

○ **大西保育幼稚園課長**

資料を配布しておりますので、その資料で園対応で対応していると思っております。
以上です。

○ **藤田真信委員**

13ページの幼稚園の保護者の皆さんに対しても同様でしょうか。

○ **大西保育幼稚園課長**

同様と思っております。

○ **藤田真信委員**

やはり11ページで、基本的に検討委員会の中で附帯事項として、四日市市は神前地区幼
保連携認定こども園化決定実施に当たっては、地域と十分な説明、協議の上、進めていく
こととするという、地域の捉え方が甘かったということによろしいですか。

○ **伊藤嗣也委員長**

答弁できますか。

○ **大西保育幼稚園課長**

要は審議結果を受けまして、検討委員会とともに2月、3月、保護者の方々への説明を
した次第でございますけれども、やはりそのような意見書等の結果があるということであ
るならば、そういう結果であるということに理解しております。

○ **藤田真信委員**

この保育園、幼稚園の保護者からの質問というものに対して、現在どういうふうな形で
対応するというふうな答え、そういったものというのは、正式に保護者の方々であるとか、
検討委員会の方々にはご報告されているのでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

例えば、幼稚園保護者の方からご意見いただいた園庭が狭いのは困るといった点につきましては、その時点での計画から駐車場をもう少し南側に配置して園庭を広げていくといったあたりの構想図で訂正はしております。

○ 藤田真信委員

園庭の部分についてのみだけは、保護者の皆さんはもう十分わかっているということでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

ハードの部分につきまして、園庭の部分になりますけれども、そのあたりについては計画に反映していくということで調整をしております。

○ 藤田真信委員

調整とかじゃなくて、返事をしたかということ、簡単に。もう本当に簡単に、返事をして、それに対してご理解を求める努力をしたのかということを知っているんですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

地域との十分な説明、協議が付されておりますので、それを踏まえて答弁のほうよろしくお願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

検討委員会のほうに園庭につきましては広げていきますということで回答させてもらっております。

○ 藤田真信委員

わかりました。

いずれにしても、1月24日でこういうふうな、四日市市の回答の受け入れを承認したというふうなことはまずもってあるということは事実ですし、もちろん附帯事項がついてきますけれども、承認されたことはされたということですから、この附帯事項の内容をいか

に2月、3月、4月でしっかり取り組めたかというのが今回の大事なポイントやったかなと思うんですけど、その辺がちょっと見えてこないの、もう少し、地元の皆さんのお声が出たもの——これは本当にある意味こうやって意見が出ているわけですから、何も出なかったら問題ないですよ、それこそ最近よく聞くんですけど、真摯にという言葉もこの文言の中に入っていたりするんですけど——に対してそこの部分の対応の欠如というのが今回の保護者の皆さんからの異論の続出につながっているのかなという気がするの、もう少しその辺をしっかりとやっていっていただくことだけお願い申し上げたいと思います。

○ **伊藤嗣也委員長**

丁寧さに欠けるんじゃないかということで、ひとつその辺十分配慮いただいた上でということのご意見だと思いますけれども、ご意見でよろしいですか。

他にご質疑ある方いらっしゃいますか。

○ **笹岡秀太郎委員**

基本的に藤田さんが全部おっしゃっていただいたんですけど、特にいいと言いましたけど、できたらその辺のところを答弁いただければ。どういう思いで受け取ったかを、今のご指摘に対して、理事者としてどう思われましたかということ。

○ **大西保育幼稚園課長**

1月24日時点で審議結果はいただいておりますものの、2月、3月の時点でその説明はしたものの、例えば意見に対しての対応につきましては、こちらのほうも回答等しっかりしていきたいと考えております。

以上でございます。

○ **笹岡秀太郎委員**

そうすると、今の答弁は、附帯事項はまだ守られてないというふうなところでよろしいか、判断で。

○ **川北こども未来部長**

こども未来部、部長の川北でございます。

私も今年度4月から神前地区の連合さんのほうと……。実は神前地区の幼保統合検討委員会でございますが、今年度まだ会としては開催をされておられません。そういった状況でございまして、ただ、そういう状況ではあるわけですが、私どものほうは2回ほど、あるいは3回、ちょっと記憶が曖昧で恐縮でございますけれども2回、5月と6月かもしれません、2回ほどこの検討委員の委員長さん、要は連合自治会長さんとは話をさせていただいたところでございます。

その中で、また、検討委員の委員長さんのお考えというのもあって、検討委員会の開催についていつごろにしようかというような話をさせていただいておるところでございます。

そういった中で、今、藤田委員、笹岡委員のご意見を拝聴いたしておりまして、2月15日の保育園、3月15日の幼稚園が終わってから、私どもの丁寧な説明がちょっと不足しておったのかなという反省をしておるところでございまして、今後この附帯事項の趣旨を十分踏まえて対応してまいりたいと、かような考えでございます。どうぞご理解いただきたいと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

それは当然してもらわないかん話になってくるので、具体的に検討委員会を開催するという理解でよろしいね。

○ 川北こども未来部長

検討委員会そのものは、主催が神前地区の検討委員会でございますので、私どもの主催でございせんから、私の口から開催しますという――これ、かたいこと言って恐縮なんですけれども――そういうことではないんですが、しかるべき時期、なるべく早い時期に開催をしませんかというような形で検討委員長のほうと協議を進めていきたいと、このように考えております。

○ 笹岡秀太郎委員

この附帯事項を見ると、今、部長の言われるとおり、やっぱり検討委員会開催してねという、丁寧に地域との十分な説明、協議の上というのはそこが含まれておるといふふうに理解するので、これは片方が開いてくださいというのはなかなかないから待っているんじゃないんで、積極的にこちらかもアクションを起こして、そして、相手方からも積極的に協

力していただくような、そんな姿勢をきちんと、もっと努力してもらわないかというふうに思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、丁寧な説明をして取り組んでいくというのは午前の説明であったと思うんですけど、その中の説明で、この計画は第1次の計画だというふうなことをおっしゃったので、この計画に第2次、3次というのがあるという理解をしてよろしいの。

○ 大西保育幼稚園課長

当計画につきましては、たびたび申し上げておるように、就学前教育・保育の集団の確保ということで、4、5歳児において混合クラスを運営しているところ、3年間継続したところを要は対応しております。

現在は神前幼稚園を含む第1次計画として位置づけておるところでございますが、1次計画だけかといった場合には、1次計画実施後におきまして、対象園に該当する公立園につきましては、1次計画同様に検討を進めることとしております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

できたらちょっとペーパーで示していただいて、今後の計画等をまた出していただければありがたいと思いますが、どうですか。

○ 川北こども未来部長

これは公立幼稚園の適正化計画の中でお示しをさせていただいているものでございまして、先ほど課長が申し上げていましたのは、平成28年1月に策定をさせていただいたものでございまして、これはその当時に議会の皆様のほうにもご説明をさせていただいたところございまして、それが先ほど来から申し上げている神前あるいは楠を含めた6園でございます。

第2次以降につきましては、まだ今の状況でどの園、この園ということは全く決まっていない状況でございますので、そういったことは状況を踏まえまして、今後またうちのほうで案として出てまいった折には議会のほうにきちんとご説明を前もってさせていただきたいと、このような考えでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

この市民意見でいくと、そのあたりが皆さん腹に落ちない部分がおると思うんですよ。だから、当初示した四日市全体の計画の中で、ここの今の計画がどう位置づけられるとかというのが理解しづらい部分があって、その説明をもう少し丁寧にせんとやっぱりいかんと思うので、まだ将来のところはわからんでは、ちょっとこの計画がスタートできないと思うんやわな。

やっぱりさまざまな案件を見た上で、たとえ案でもええからきちんと示さんと、当初言うておったことと違うやないのという意見が出てくる可能性もあるので、その辺はしっかり抑えておいていただきたいというふうに思います。

それから、たくさんの意見をいただいていますので、当然目も通していただいたと思うけれども、基本的なところでそごがかなりあるのかなと。そういう丁寧さが欠けておるという意味で言うと、この附帯事項をしっかり守っていただかないかんという思いがしますので、ポイントは、この附帯事項をどこがきちんと附帯を守ったじゃないですかと判断するのか、行政それとも議会。

○ 川北こども未来部長

この附帯事項をきちっとどこが守ったかということ判断するかということでございますが、これはもちろん行政のみずからの判断というのは当然あろうかとは思いますが、これはここの検討委員会の皆様の中でのことになろうかというふうに考えております。

○ 笹岡秀太郎委員

まさにそのとおりやと思うので、この附帯事項を付した検討委員会さんに対してきちんとこういうふうになりましたという報告をした上で、確かにそうですねというところまで落とし込む、その努力をしていただくということをぜひお願いしたいと思って、終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見で。

○ 笹岡秀太郎委員

意見です。

○ 諸岡 党委員

今のやりとり聞いておって確認なんですけど、この後についてはまだ決まっていないとは言うけれども、明確に、混合保育が3年続く園があったら、それはやるよということで、それは決まっているわけでしょう。

○ 川北こども未来部長

非常に言葉足らずで申しわけございませんでした。

基本的な方針、混合保育の3カ年継続という方針は、今、諸岡委員がおっしゃったとおりでございまして、具体的に園名を出してどこどこというのは決まってないという状況でございます。

○ 諸岡 党委員

決まってないと言うからちょっとおかしいのであって、まだそういう園がほかに発生してないから、現状としては次の第2弾のスタートを切る必要性がないだけであって——切れないんじゃないなくて、切る必要性がないだけであって——混合保育が3年続いた場合はいつでもスタートするよと、そういうことでいいわけでしょう。

○ 川北こども未来部長

非常に言葉足らず及び言葉遣いに間違いがありまして、まことに申しわけございませんでした。

○ 諸岡 党委員

ということでいいわけですね、だから、私が言うたことで。

○ 伊藤嗣也委員長

川北こども未来部長、ちゃんと答弁をお願いします。

○ 川北こども未来部長

そういうことでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

諸岡委員、よろしいですか。

○ 諸岡 覚委員

はい、結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

○ 中森慎二委員

たくさんの市民意見をいただいて、一読させていただいて、方向的にはよく似たご意見が多いのかなと私も山口さんと同じような感想を受けとめているんですが、地元とは丁寧に協議会を立ち上げていただいた部分と協議をして、提言書をいただいて、それにも答えを出して、その内容についても、地元組織については同意をいただいているということで、手続上については、神前の部分については、他の楠だとか保々と同じような形で進めてきていただいたという認識で私は受けとめています。

ただ、藤田さんからもありましたように、若干説明の部分が丁寧さが欠けていたところが、保護者に対してあったということも一つ認識をするところなんですが、その上で、保護者からの意見の中で、工事過程におけるご心配の旨、あるいは幼稚園舎をわざわざ壊す必要があるのかと、こういったようなご意見もあったかと思っています。

これは地元との、協議会との意見交換をする中でも基本的なレイアウトは確認をいただいているんだろうと思うし、小学校への通学路が真ん中にあるというところから、こういう形にとらざるを得なかったんだろうというのも推察するんですが、それはそういうことでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

ハードの部分につきましては、こども園になるに当たって、要は一体的な利用をしてまいりたい、こども園につきましては、その点につきましては、まず、検討委員会さんのほうも

こども園化になるに当たって一体的な利用が望ましいといったあたりで、例えば現両園を分断している通学路の移設といったところで検討委員会から提言をいただいております。

それを受けまして、市といたしましても、現神前の保育園、幼稚園の立地上を考えますと、通学路をまず南に移設する、そして、幼稚園舎を撤去することによって、こども園としての園庭を一体化で設置できることから、その点も含めて基本設計に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

わかりました。

工事中のご心配の旨については、幼稚園に今お通いの子供さんは、神前の認定こども園の竣工は平成33年の4月1日ということですよ、今の示されているスケジュールでいけば。建築工事が平成32年から約2年間と。平成34年ですか、何年の予定なんでしょう。

○ 大西保育幼稚園課長

ただいまの現在の予定でございますと、建築工事が平成32年度から約2年間ということで、平成33年度の予定でございます。

○ 中森慎二委員

だから、何年に認定こども園化になるんですかと聞いている。

○ 大西保育幼稚園課長

大変失礼しました。

現在の予定ですと、平成34年の開園の予定でございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、今お通いの方々はもう卒園されているという状況になるわけで、そういう意味では心配される部分は工事中の部分になってくるのではないかと思うんですが、基本設計の予算がこの補正で上がっているわけですので、保護者の方々への説明の中においても工事ステップ——通学路の移設から始まって、幼稚園舎の撤去からという——そういう

一連の流れも含めて丁寧な説明をしていただく必要が私はあるのではないかと。

おおよそですけれども、基本設計が固まらないとなかなか詳細まではお伝えできないと思うけれども、とにかくこの補正予算で基本設計の業務委託を認めることによって、より保護者の方々へも詳細な説明が可能になると私は思っていますので。それから、工事過程における騒音だとか振動をいかに減少させるかという工法の選択であるとか、そういうことも基本設計の業務委託の中にはより業者さん側のほうへの要求というものもレベルを上げていただく必要があるんじゃないかというふうに思うし、そこら辺の一連の中でより理解を深めていただく努力を今後ともしていただく必要があるのではないかなというふうに思っています。

いずれにしても、認定こども園の目的というものが被害者意識ではなくて、子供のためにより適正な数の中で、園児さんの中でともに学んでいただけるか、あるいは子育てをしていくかという、そういう環境を行政が責任を持って進めていくんだということをより自信を持ってそれは保護者の方々には的確に説明をしていただきたいと思いますし、そういうことでないと、被害者意識の中で、どうしてうちの園だけなんだみたいなそういう話になっては、これは我々も議員の立場からもそれは残念な結果になってくると思っているのです、それはぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、部長、いかがですか。

○ 川北こども未来部長

まず、工事の件でございます。今、中森委員もおっしゃっていただきましたが、今現在まだ基本設計の済んでいない状況で、具体的にああします、こうしますということは申し上げられないという状況ではございますが、そういった基本設計業務の中においてもどういった配慮が必要かということを考えていくことが大事でございます、それを考えるに当たっては地域の住民の方あるいは当該の幼稚園、保育園の方の意見を聞きながら――当然それが全て反映できるかということ、難しい面も当然あるわけですが――そういったことをまず聞いていきたいというふうに考えております。

もう一つは、工事に当たりまして、神前地区の場合は約2カ年というような計画をしております、なかなか今現在、在園したままの工事になるのではないかという想定の中で、丁寧な、なるべく在園の保育園児、幼稚園児に影響を及ぼさないような工事にしていきたいという考えもございますので、そういったあたりで、先ほど中森委員からおっしゃっていただいたことを参考に反映させていただきながらこの業務を進めてまいりたいと、

このように考えております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、工期の話で、2年ありきの話のように受けとめられるんですが、基本設計の業務委託の中で、工期もできるだけ縮めていくということはどこまで反映できるのか、そこらあたりもぜひ基本設計の中で要求事項として一つ織り込んでいただいて、園児さんへの負担の期間が短くなるような、そういう選定ができることも検討の一つとして入れていただくように——2年ありきということではなくて——その辺のところはぜひお願ひしたいと思ひます。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいでしょうか。

ご意見を頂戴いたしました。

他にございますでしょうか。

○ 荒木美幸委員

質疑というよりも、これも提案なんですけれども、ほかの委員の方がご質疑をしてくださって、大体私もクリアになった部分はあるんですが、これまで保々もそうですし、楠も、そして神前も検討委員会が立ち上がって検討していただいている中で、たしか塩浜みどり園の見学をしていただいているのかなと思うんですが、橋北の新しいこども園、それも非常にいい運営をしていただいていますので、そういったところもぜひ新たに検討委員会の方々に実際に見ていただいて、どんな保育をこども園でやっているのかというのをぜひぜひ目で見えていただいて、実感をしていただければまた感想も変わってくるのではないかなと思ひますので、そういったことも企画の中に入れていただければどうかなと思ひてご提案をさせていただきます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご提案ということで。

○ 荒木美幸委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移りますが、討論のある方は挙手にてご発言願います。

○ 藤田真信委員

質疑の中でいろいろありましたが、検討委員会さんとの附帯事項、しっかりこども未来部として対応していくというふうな決意も認識させていただきましたので、賛成をさせていただきますというふうに思っています。

反対討論があってから賛成討論でしたか。失礼いたしました。

○ 伊藤嗣也委員長

他に、それでは、討論なしでよろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、別段ないようでございますので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをさせていただきます。

反対表明もございませんので、簡易採決により行います。

議案第8号平成30年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、第2条債務負担行為の補正につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からのご提案がございましたらご発言を願います。

○ 笹岡秀太郎委員

全体会に送る思いで発言をさせていただくんですけど、神前地区から出ている附帯事項については大変重いものがあるのかなと。先ほど理事者のほうからは強い意思を示してはいただいたものの、ほかの楠、保々、そこも共通するきちんとした丁寧な説明というものをすべきかなという思いがするので、そのあたりは地域の皆さんがきちんとした説明をいただいたという腹に落ちるところまでやっぱり説明をしていただきたいという思いで附帯決議をつけたらどうかと。神前でいただいた附帯事項みたいな、地域との十分な説明、協議の上、進めて行ってほしいという思いをしっかりと担保させるために議会としても附帯決議をつけたらどうかと。要するにそれが実行されるまで予算の執行は抑えていただければありがたいなど。

反対に、それを理由にしっかりとこの附帯事項を守るという強い意思のもとで早急な対応をとっていただくと、こういう思いで全体会に提案をしたいなというふうに思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

ちょっと笹岡委員に確認させてください。

全体会へ審査を送る理由といたしまして、附帯決議を付すか修正すべきか、複数の分科会にかかわるかということで、附帯決議を。

○ 笹岡秀太郎委員

附帯決議で、先ほど言いましたように、実効性を持たせたところからスタートしていただければ、より皆さんに理解していただきやすいんじゃないかという議論をしていただきたい、そういうことです。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会へ送る提案がございましたので、皆様にお諮りをしたいと思います。

○ 諸岡 覚委員

事務局に質問なんだけれども、附帯決議をここで案をつくる必要性はないわけ、大丈夫なの。

○ 中嶋議会事務局主幹

はい。

○ 諸岡 覚委員

はい、了解。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 諸岡 覚委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、お諮りをいたします。

○ 諸岡 覚委員

ちょっといいですか。私の感覚やと、こういう附帯をつけたいから全体会に送るんだというんやと思うんですよね、何となく。ただ、事務局、もう一回確認するけど、問題ないんやね、このやり方で。

○ 伊藤嗣也委員長

少し、済みません、委員の皆さん、申しわけございません。ここはつきりきちっとさせていたいただきたいので、休憩をいただいてもよろしいでしょうか。どうでしょうか、委員の皆さん。

○ 笹岡秀太郎委員

言い出しっぺですので、確実に進めるために、念のために委員長と事務局で調整をしてください。

○ 伊藤嗣也委員長

正副委員長と事務局で調整をする時間をいただけませんでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、14時再開ということでもろしくお願いいたします。10分間の調整時間を下さい。よろしくお願いいたします。2時再開でお願いします。

13：50 休憩

14：00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、どうも委員の皆様、お待たせいたしました。資料の準備ができましたので配布させていただきます。

それでは、関係部分につきまして、事務局より説明をさせます。

○ 中嶋議会事務局主幹

済みません、議会事務局の中嶋でございます。

先ほどお手元のほうに予算常任委員会の運営に関する申し合わせの一部抜粋をお配りさせていただきました。関係する部分にマーカーを引かせていただいております。

真ん中どころの4、審査のところでございます。

付託議案の審査は、（1）分科会における部局別審査（以下、分科会審査）、（2）全体会における分科会長報告、そして、（3）全体会における審査、（4）修正案、附帯決議案の提案及び（5）討論、全体会、採決するとなっておりまして、その下の（1）の分科会審査につきましては、①分科会審査は従前の部局別常任委員会への分割付託審査の例に準ずるものとし、審査の結果は、了とすべきもの、全体会審査に送るべきもの（附帯決議を付すべきもの、修正すべきもの、複数の分科会に係る事項等）に分類するものとする、以上のような申し合わせになっております。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。ご質疑がございましたらよろしくお願いします。

諸岡委員、よろしいですか。ご質疑はよろしいでしょうか。

○ 諸岡 党委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、皆様ご理解いただいたということで、先ほど笹岡委員からございました全体会へ送るべきとのご意見につきまして採決をとりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議案第8号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第2号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、認定こども園整備事業費につきまして、全体会へ審査を送るべきとの意見がありました。本件について全体会に審査を送ることに賛成の委員の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○ 伊藤嗣也委員長

賛成少数であります。よって本件は全体会に審査を送らないことにいたします。

〔以上の経過により、議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、第2条債務負担行為の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

議案第13号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続きまして教育民生常任委員会といたしまして、議案第13号四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査を行います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 山口こども未来部次長兼こども未来課長

よろしく申し上げます。

議案第13号四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料につきましては、タブレットの01本会議の10平成30年6月定例会議の03議案書の79、80ページ。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆さんよろしいでしょうか。

○ 山口子ども未来部次長兼子ども未来課長

もう一回言います。01本会議、10平成30年6月定例会議の03の79、80ページ。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。

それでは、説明お願いいたします。

○ 山口子ども未来部次長兼子ども未来課長

それでは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令というのが平成30年3月30日付にて、厚生労働省令第46号にて公布されました。

改正の経緯につきましては、地方分権改革に関する提案募集というのがありまして、地方——具体的には豊川市とか半田市、出雲市等——から提案がありまして、その内容で、高校を卒業していないが、5年以上の従事経験がある者も放課後児童支援員となることができるよう、放課後児童支援員の基礎資格を拡大するものが1点でございます。

ただ、放課後児童支援員は教諭となる資格を有する者との条文が同条例の第10条第3項第4号に記載されております。現在の教員免許制度では免許の更新制が導入されておりまして、教員免許取得後、一定期間を経過した者は更新講習を受講しなければ教諭となることができないとされているところですが、放課後児童支援員の基礎資格としましては、教員免許を取得した者であれば、更新講習を受講していなくても資格を満たす者として取り扱うとの運用が行われておりまして、規定を改めるものが2点目となります。

さらに、平成30年2月16日付にて公布されました学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令第25条の規定によりまして、専門職大学の創設に伴って社会福祉学等を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて、学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者も平成31年4月1日から追加するものが3点目でございます。

具体的な改正文面につきましては、定例会議案の79、80ページに記載のとおり、第10条の第3項中の第4号、第5号、それから、第10号を改正しまして、対象の拡大を図り

たいと考えております。

説明は以上です。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は、挙手にてご発言をお願いいたします。

○ **山口智也委員**

対象を拡大していくというご説明の内容は理解をさせていただいたんですけれども、本市の学童の現状を少し確認させてもらいたんですけれども、それぞれの学童保育所での支援員、これは1名以上配置をすることが義務づけられていると思うんですけれども、今それぞれの学童保育所の支援員の人数のばらつき等もあるのかなのか、1名以上は全て配置をされているのか、このあたりを確認させていただきたいと思います。

○ **山口こども未来部次長兼こども未来課長**

1名以上は配置されておることです。

○ **山口智也委員**

各地区のばらつきはどうか。

○ **山口こども未来部次長兼こども未来課長**

地区別のばらつきにつきましては、ちょっと今現状ではどの学童保育所がどういう状況という資料は持ち合わせておりません。申しわけないです。

○ **山口智也委員**

ぜひこういう議案を出されるのであれば、本市の支援員の現状は最低限やっぱり説明はすべきだと思います。そうでなければ、現状がわからなければ、変わったからといって何が変わるのかよくわかりませんので、しっかりそこら辺説明、今後していただきたいなど

思います。

また、後ほどで結構ですので、資料があれば、またいただきたいなと思います。

それで、民設民営の中で支援員を含む職員さんをどう質の向上を図っていくのかというのは、これまでもずっと議論をされてきていると思うんですけども、ここら辺の例えば研修制度——民設民営の中でどこまで市が主導できるかというのは限界があると思うんですけども——市として学童保育所の支援員を含むスタッフの質の向上をどのように図っているのか、ご答弁いただければと思います。

○ 山口子ども未来部次長兼子ども未来課長

現状では四日市の文化会館や総合会館を通じまして、全ての支援員等を集めまして、外部講師をお呼びしていろいろな研修を行っておるところでございます。

○ 山口智也委員

研修はされているということなんですけれども、それぞれの学童保育所でのスタッフのお困り事とか——片岡さんよくご存じかもわかりませんが——さまざまな相談事が市のほうにも入ってくると思うんです。そういうところのバックアップ体制、相談体制というのはしっかりとられているんでしょうか。

○ 山口子ども未来部次長兼子ども未来課長

今、山口委員からおっしゃられました、よく困り事ということなんですけれども、最近では支援の必要な子が学童保育所の中に入ってくるということで、その子たちについての対応をどういうふうにするかということがふえてきています。

現状では、我々も子ども発達支援課の職員を講師としてこちらのほうに来ていただきまして、先ほど言った五つの研修の中の一つの講師として入れて、どのような対応をしたらいいかというのをせんだって行ったところでございます。

○ 山口智也委員

わかりました。

今回対象が拡大されるということで、これからニーズも高まってくると思いますので、現場での職員さんの質の向上、また、お困り事のこちらでの対応というのをさらにまた今

後必要になってくると思いますので、ここら辺の充実をぜひ図っていただきたいなと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

○ 山口智也委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

ちょっと山口委員に確認させてください。先ほどの資料の請求の件ですが、採決に影響は。

○ 山口智也委員

ないです。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、後ほど資料のほう、採決に影響しませんので、お願いいたします。

○ 中森慎二委員

今、山口さんのほうからも資料請求がありましたが、私も至極最もだと思うんですが、あわせて全学童保育所の指導員さんの実態だとか——支援員のことについてはほとんど配置されていないんだろうと現状思っていますけど——そこら辺のところ、年度末とか年度当初に集約してつくっているような資料はあるんですかね。

○ 山口こども未来部次長兼こども未来課長

それも含めて後ほど提出させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

あるかないか聞いてます。正確なご答弁を。

○ 中森慎二委員

皆さんは議案を上程している用意というものが全くなしに手ぶらで来ておるみたいな感じだね、ここへ。

○ 山口こども未来部次長兼こども未来課長

名簿の一覧表はあるんですけども、ちょっとカウントをしてここに出せるものには至っていない。

○ 中森慎二委員

そこに、民設民営でもう民間任せみたいな、補助金だけ出しておけばいいわという、そういうのがかいま見えてくるんですよね。だから、指導員さんの待遇改善であったりとか、そういうことも含めて、こども未来部が学童保育所の位置づけをもっと上げてもらって、地域の子育てというか放課後の支援を地域で担ってもらっているという意識をもっと持ってもらわないかんのじゃないですかね。

山口さんが言われたけど、実態をわからずして何も物事進まんじゃないですか。だから、これに関連する議案が上がってきたら、そのときにやっぱり皆さん方がその部分は掘り下げて、議会にもっと、委員会にPRするぐらいで、だから、学童の予算をもっとふやしてもらわな困るんですよというような話ぐらいを言ってくれてほしいなと僕らは思うんですよ、逆に。だから、その辺の熱意が全くないね。残念ですわ。

だから、通り一遍の議案を通しておけばいいわという話じゃなくて、その裏側に見えていないところにちゃんと光を当てて、それを皆さん方の部局の課題として捉えて、一つのチャンスだと思うんですよ、こういうのが話題に乗るということは。

だから、そういうのはやっぱりタイムリーに対応していかないと、物事はやっぱりうまく進まんのではないですかね。我々もそういうことを期待しているし、そういうことはもっと議論して、これをきっかけに、そういう話、これからまだ向こう1年間いろんな議案が上程されてくると思うんだけど、教育民生常任委員会、厳しく指摘しますからね、そこら辺のところ、心してこれから準備してもらおうようにお願いしますね。山口さんの言葉を代弁しました。

○ 伊藤嗣也委員長

中森委員の意見、肝に銘じておいていただくことを願う次第でございますが、中森委員に確認なんです、資料は採決に影響は。

○ 中森慎二委員

しないです。

○ 伊藤嗣也委員長

後ほど山口委員のと同じようにきちっと資料のほうお願いいたします。

○ 山口こども未来部次長兼こども未来課長

了解しました。

○ 伊藤嗣也委員長

他に。

○ 荒木美幸委員

お願いします。

支援員の確保ということは大きな課題でありますし、だからこそこういう条例の改正があるのだと思いますけれども、先ほど中森委員が処遇改善のお話もちらっとされましたが、昨年、処遇改善の予算がつきながらも、学童保育所においては、やはり事務的などころが明るくなく、そういった制度についても明るくないということで、実際には指導員のほうには処遇改善の予算が落ちてないという状況があった中で、今後は社労士さんの協力などを得ながらきちっとそういった指導をしていくと、相談に乗っていくというような答弁をいただく中で予算を認めてきたのかなと思っておりましたが、本年度そういった体制——もう2カ月たっていますけれども——そういった動きがどうなっているのかとか、あるいは計画があるのかとか、その辺のスケジュール感はどうでしょうか。

○ 山口こども未来部次長兼こども未来課長

現状、前回の教育民生常任委員会のほうでもお話しさせていただきました社労士さんですね。これ、おとといの日にも社労士さんが研修を行いまして、各運営委員会全部集まっていたんですけれども、そちらの中で労務の関係の資料のそろえ方であったりということで話をしまして、新たな雇用に向けての準備を確実に進めていただいているところでございます。

○ 荒木美幸委員

私も一部現状お話を聞きしますと、やはり扶養控除のことで悩まれたりとか、あるいは本当に基本的な税金の控除の話も余り知識がなかったりして、どうしていったらいいかというのを悩んでいらっしゃったり、運営委員会の委員長さんもわからなかったりという状況がやはりかいま見えますので、そこは丁寧にご説明していただきながら、少しでも処遇改善につなげていくような予算づけの活用をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

○ 荒木美幸委員

はい、結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

意見を承りました。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結させていただきます。

これより討論に移りますが、討論のある方は挙手にて発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたので、別段討論もないようでございます。

これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第13号四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第13号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

これで、こども未来部の審査を終了いたします。

理事者の入れかえを行いますので、再開を2時30分をお願いいたします。どうもご苦勞さまでございました。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

14:18 休憩

14:30 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、これより教育委員会所管の議案の審査を行います。

まず、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 葛西教育長

教育長の葛西でございます。常日ごろは大変お世話になっております。ありがとうございます。

さて、今回、教育民生常任委員会でございますけれども、教育委員会としましては、四日市市立教育センター条例の一部改正について、これは適応指導教室でございます。それと、予算常任委員会教育民生分科会としましては、大矢知興譲小学校改築整備事業及び大規模改修事業、これは朝明中学校関係分でございますが、この附帯決議への対応について、これをご報告するとともに、附帯決議の解除についてお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第18号 四日市市立教育センター条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第18号四日市市立教育センター条例の一部改正について審査を行います。資料の説明をお願いいたします。

○ 川邊教育支援課長

教育支援課長、川邊でございます。よろしくお願いいたします。

議案第18号四日市市立教育センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

タブレット01本会議、10平成30年6月定例月議会、04提出議案参考資料をごらんください。20分の15ページになります。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、説明お願いいたします。

○ 川邊教育支援課長

まず、改正の背景でございますが、現在四日市市勤労者・市民交流センター北館は、商工農水部商工課が所管しております。教育委員会教育支援課が適応指導教室事業のために平日の昼間、許可を得てここを使用しています。

平成31年4月1日に同施設を商工農水部から教育委員会へ移管し、四日市市立教育センターの施設の一部として設置するため、今回、四日市市立教育センター条例の一部改正を上程させていただきたいと思っております。

改正の内容ですが、四日市市適応指導教室事業の拠点の名称を四日市市登校サポートセンターと改め、四日市市立教育センターの一部として四日市市日永東1丁目2番28号——今現在あるところでございますが——に設置することに伴い、その項目を追加させていただきたいというふうに思います。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

タブレット、ファイルを閉じていただいて、それに関する補足説明をさせていただきたいと思っております。03教育民生常任委員会、16平成30年6月定例会、04教育委員会一般議案資料のファイルの中がございます四日市市登校サポートセンターについての6分の3から6分の6についてご説明いたします。よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆さんよろしいですか。

説明お願いします。

○ 川邊教育支援課長

まず、6分の3でございますが、四日市市適応指導教室、ふれあいと呼んでおりますが、ここについて簡単にご説明いたします。

事業内容については、不登校の子供を対象に、さまざまな活動を通して子供たちの学校復帰に向けての支援、社会的自立を促す支援を行っております。セラピスト——臨床心理士でございますが——や指導員によりまして教育相談やカウンセリングを行ったり、あと学習活動としては個別の指導、それから集団活動。体験活動としましては創作活動、文化

的な活動、軽スポーツ、その他いろいろな活動に取り組んで行っております。

(2) が開級日と時間でございます。ここに書いてあるとおり毎日行っております。

所在地は、先ほど申し上げました四日市市勤労者・市民交流センターの北館をお借りして、日永東1丁目2の28で行っております。中央緑地公園の中でございます。

ここの施設ですが、四日市市勤労者・市民交流センター本館、東館、北館、ここ3館が一体施設として商工農水部が今所管しておりまして、指定管理者、アクティオ株式会社にて運営を行っております。

ここを平成16年7月、教育委員会にて、平日日中の使用許可を受けまして適応指導教室を開級し、今現在に至っているところでございます。

2番、四日市市勤労者・市民交流センター北館の教育委員会への移管についてでございますが、まず、現施設の必要性及び移管の必要性についてご説明いたします。

中央緑地公園内に立地しているということから、不登校の子供たちにとって静かで緑が多く落ちついた環境の中で施設があります。また、屋外に出ますと、散策、自然観察等ができるというよい環境にあります。

それから、近鉄新正駅、あすなろう鉄道の日永駅、三交バスの中央緑地公園前と、公共交通機関の場所が近接しておりまして、通級に非常に便利であるというところ、それから、駐車場が広くて、保護者送迎、車で来る場合は、そういうところからの利便性が高いということ、それから、現施設3階建のために、1階を主に相談、2階を学習、3階、軽運動というふうにする中身を分けて、それぞれの活動が影響を余り受けないようにして行うことができるメリットがございます。

続いて、4ページです。

そこで、移管の必要性でございますが、日中の使用許可を受けまして、夜間については指定管理者により、今は一般貸し館をしている状況であることから、教室の運営の使い勝手に合わせて施設改修を今現在行うことが困難であるということ、不登校の増加という問題を受けまして、教室活用のニーズがますます高まっているというところから、利用者の相談、活動が並行できるようなレイアウトの変更等を行う、そういった教室運営に特化した施設にする必要があるということから、今回、教育委員会に移管を受けるということに今のところなっております。

(2) の経緯ですが、平成29年の11月定例会議会、教育民生常任委員会の協議会におきまして、四日市市適応指導教室（ふれあい）の今後の取り組みということで移管のお話を

させていただきました。

平成29年11月の定例月議会、予算常任委員会の協議会のほうでは、総合計画の第3次推進計画事業のローリングで適応指導教室整備事業を追加しまして、平成30年度、今年度ですが、改修に係る設計、来年度、平成31年度は改修工事の実施を位置づけさせていただいたところですが、

平成30年の2月定例月議会では、平成30年度の当初予算としまして整備事業に係る設計委託費460万円の予算をお認めいただいたところですが、

平成30年6月定例月議会、今回ですが四日市市立教育センター条例の一部改正議案の上程をさせていただいたところですが、

今後の予定ですが、平成31年4月1日に商工農水部から教育委員会へ施設の移管を受けます。平成31年の7月から8月、子供たちの通級に一番影響の少ない夏季休業中を中心に改修工事を実施したいと考えております。9月のところで新レイアウトにて供用開始を予定しているところですが、

3番ですが、名称変更についてです。勤労者・市民交流センターの北館を今回移管を受けるに当たって、当該施設を教育センターの一部である登校サポートセンターとして位置づけるために条例改正を今回行う提案をさせていただいているところですが、条例化に当たりまして、従来の名称、適応指導教室から不登校対策を強化していく本市の姿勢を明確にし、市民からもわかりやすい名称として登校サポートセンターというふうに名称変更もあわせて行いたいと思っております。

続いて、5ページです。

5ページは、適応指導教室の改修のイメージとしましてレイアウトを中心にまとめさせていただきました。

一番上が1階でございます。今、緑で印がついてあるところが現在の部屋です。オレンジの丸がついているところが新たに部屋を増設する部分でございます。2階も同じでございます。それで、1階については3部屋の増設、2階についても3部屋の増設というふうなことを考えています。3階については、部屋の増設はありませんが、音楽室になっているところを会議室兼リラクゼーションルームに変更して多目的に使えるようにしたいというふうに考えております。

続いて、6分の6ですが、レイアウト変更以外の主な修繕箇所についてまとめさせていただきました。ここにつきましては、今後、設計委託業者が決まりましたのでそこと打ち

合わせをして、もう少し詰めてはいきたいと思いますが、今のところの設計箇所の予定で
ございます。

1階につきましては、そこに書かせていただいたとおりです。内壁の塗装であるとか、
一番大きな変更としましては、オレンジでプレイルームと書いてございますところに今職
員室があります。それを玄関が入ったところから正面のところへ職員室は動かして、外か
ら来る子がすぐわかるようにしたいなというところで、大きな変更としては職員室の移動
です。

それから、玄関扉が今両開きの形式なんですが、比較的安易にできるように引き戸へ変
更していきたいというふうに思っています。

2階の主なところとしては、インターネットの接続環境を整備してパソコンを使えるよ
うにしていきたいというふうに考えています。

3階は、主なところとしては、男女のシャワーがあるんですが、今使えない状況になっ
ていますので、それを何とか使えていくようにしたいというところが大きな変更点でござ
います。

あと、全館の共通項としましては、トイレ——1階の多目的はもう既に洋式なんですが、
それ以外が和式でございますので——の洋式化、それと、温水洗浄便座を設置し、ドライ
化を図りたいと思っています。それから、トイレに段差がありますので、そこも解消する
工事を予定しています。

それから、照明が今ちょっと暗いので、LED化にもっていききたいというふうに考えて
います。3階の軽運動室はもう既にLEDになっております。

あと、内線電話の設置。外線電話が今1回線しかありませんので、相談電話等を受けら
れるように今後複数回線化を図りたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたが、ここに書いたところは今のところの予定でございますので、
今後、設計業者と詳細を詰めて、また予算化に向けてお願いをしていきたいというふう
に思っております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にて発言願います。

○ 山口智也委員

まず、今回の名称が四日市市登校サポートセンターということで、これは名称が例えば看板として建物にどこかしらに設置されるものなんでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

名称の看板はつける予定ではございます。

○ 山口智也委員

ちょっと私の主観で申し上げるんですけども、目的を明確にするという意味で、この名称は考えられたんだろうと思うんですけども、不登校の子供たちの目線から考えて、登校サポートセンターという看板のあるところに通うという感覚がいろいろ意見はあるんじゃないかなと思うんですけども、子供たちの意見も聞くべきではないかなと思うんですけども、これは聞かれていますか。

○ 川邊教育支援課長

まだ現在のところ子供の意見を集約しているということはありません。委員おっしゃられるご意見も理解できますので、そのあたりは考えていきたいと思います。

○ 山口智也委員

これも私の主観だけで今話をしたので、正しいとかそんなことは思っていないんですけども、いろんな意見があると思いますので、大人たちだけの決定ではなくて、実際に利用している方たちのご意見も一度聞く中で決定していただければなとは思いました。

次に、スケジュールなんですけれども、平成31年の夏に工事に入ることなんですけど、工事期間中も利用はできるんでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

夏季休業中ですが、ここの施設は改修工事に入りますので使えなくなります。それで、ただ、夏休み期間中は基本的には子供たちの通級というのが——特別通級という形でやっ

ている子はたまにいます—butほとんどありません。ただ、そういう子供たちのためにこちらの総合会館のところで臨時のというか、かわりの通級教室は確保しようということで、今検討しております。

○ **山口智也委員**

わかりました。ありがとうございます。

最後に、今回、これまでの説明でも施設改修をして相談や活動が並行して行えるようにハードの改修を行っていくんだという説明を受けてきましたけれども、その他の充実策というか、ソフト対策としてどうなんだろうというところが少し私もわからないものですから教えていただきたいと思います。

その中で、職員、指導員というのかわかりませんが職員体制も同時にふえたりするのか、このあたりも教えていただきたいと思います。

○ **川邊教育支援課長**

委員からご指摘あったようにハード面だけ拡充して、中がそのままであると、なかなか相談、追いついていかないということもございますので、人的なソフト面での拡充ということも十分検討しながら今後進めていきたいというふうには考えております。

○ **山口智也委員**

わかりました。以上です。よろしくお願いします。

○ **伊藤嗣也委員長**

よろしいですか。

他にご質疑。

○ **中森慎二委員**

山口さんとは少し関連はするんですが、今回の条例は教育センター条例の一部改正で、登校サポートセンターという名称を位置づけると、平成31年4月1日施行ということなので、山口さんの質疑で名称についての議論をしたいと言ったけど、ここで可決したら、この名称は固定になるんです。登校サポートセンターという名前で条例可決されるわけです。

から、その後、変えられるわけにいかないんです。

平成31年4月1日に移管をするのであれば、慌てて何も名称を条例化する必要、今決める必要は私はないんじゃないかと思うんだけど、その辺の理由は何ですか。今6月定例会議会にこの条例案が出てきた理由は何ですか。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁できますか。

○ 廣瀬教育監

濟みません、議案第14号に四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部改正についてというところで、市民交流センターの条例を一部改正する条例の議案と同じタイミングで上げさせていただいたというところでございます。

○ 中森慎二委員

特に一般的な市の施設であればあれなんだろうけれども、適応指導教室という言い方もしてきた背景には、通う子供たちの、どこに通っているのかというのがいろいろ配慮していくというところから来ていたと思うんだけど、この登校サポートセンターがいいのかどうかという議論はどういうふうにされてきたわけですか。ほかの条例に合わせるから一緒に合わせないけないという、仮称とも書いてないし、議案として正式に上がっているんで、ちょっとどうなのかなという私も思いをしているんですけど。

○ 廣瀬教育監

平成28年の9月14日に不登校児童生徒への支援のあり方という通知が文部科学省から出されております。そこに、この適応指導教室の文部科学省の名称として、教育支援センターの整備の充実を進めていくというふうになっております。

ところが、教育支援センターといいますと、うちの総合会館のところとほとんど名前がわからなくなってしまうので、今まで適応指導教室というふうに呼んでおったんですけども、適応指導ということについて、なかなか不登校支援というところの内容がわかりにくいようなところになっておりましたので、登校、学校復帰に向けた、それから、社会的自立に向けたというところをわかりやすくするためにそういった名称にしてはどうか

と考えたところでございます。

○ 中森慎二委員

もっとわかりやすく言うのなら不登校サポートセンターにしたらもっとわかりやすいんじゃない、そう言われるなら。

だから、その意味合いというのはもうちょっと深いものがあるんじゃないかと思うんだけど、事務的に決めつけてしまっているような気がしてしょうがないんだけど。だから、この時期にどうしても上程せなあかん話なのかというのは、別に向こうは廃止したけど、こっちの受け側が別に11月定例会議会でも何も問題ないんじゃないですか。工事するわけでもないし、何もないじゃないですか。設計やっただけの話じゃないの。何か支障があるんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁はどなたがされますか。

○ 松岡副教育長

今回、商工農水部のほうとタイミングを合わせた一つの理由になるかとは思いますが、けれども、向こうのほうで北館のほうを廃止すると。それによって周知期間を図る。じゃ、そのときに、次にどういうところへこの施設が変わっていくのかということも考え合わせまして、そのタイミングといたしまして、今回、教育センター条例の一部改正のほうを上程させていただいたのも理由の一つになってくるかと思えます。

○ 中森慎二委員

周知の話だけなら、別に何も不登校対策のための施設改修に使いますと言っておけば、それで済む話じゃないの。条例で改正をして登校サポートセンターという位置づけを今やる必要性はないんじゃないの。だったら、もっと名前を慎重に考えてもいいんじゃないですか。これが最善の名前だというならあれだけれども、僕だったらジュニアサポートセンターとか、そんな名前にしたほうがよりいいんじゃないかと思うんですよ、別に。

だから、不登校サポートセンターという名称がこれが一番ふさわしいというのをもっと説明してもらえばいいんですけど、僕は余りいい名前じゃないなと思うんだけど。かつ、

今決めなくてもいいような話なら、慌てなくてもいいんじゃないかなと、より検討してもらった名前にしてもらってもいいんじゃないかなと僕は思うんだけど。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁できますか。

○ 葛西教育長

まず、登校サポートセンターの名前なんですけれども、一つには、今まで適応指導教室という、そういうふうな名前であったと。適応というふうなことが不適応な状態から適応していくというふうな、そういうふうな意味もあると、それと、そういうことも感じられる面もあると。

それから、文部科学省のほうで適応指導教室を今後、教育支援センターというふうな名前に移行していくようにというふうなこともございました。

先ほど説明させていただきましたように、私どもとしては教育センター——ここは教育支援課であって、教育センターという——そういうふうな名前もございますから、これからいわゆる混合するという、そういうふうなことも考えられるということで、不登校サポートセンターという、そういうふうな名前も考えましたし、不登校サポートセンターというのも考えたんですけれども、そうすると、やっぱり不登校というふうなことが全面に出てくるのではないかというふうな内部の議論もございまして、それだったら積極的に登校をサポートしていくというふうな、そういうふうな意味合いで登校サポートセンターというふうなことで私どもも考えさせていただいたわけです。

確かに一面、登校サポートセンターというふうなことで、そういうふうな委員ご指摘のそういうふうに感じられる方、それが確かに委員が感じられたわけですから、いろんな方、感じられるかもしれませんが、私どもとしては積極的に登校をサポートしていく、登サポというふうな、そういうふうな短いような名前でも呼ぶということもできると思いますので、それでしっかりと前へ、そして、社会的自立を目指して頑張っていく、そういう子供たちをサポートしていきたいというふうな、そういうふうな思いでつけさせていただいたわけでございます。

それから、この時期にというのも、これは一つには、先ほど副教育長が申し上げましたけれども、商工農水部との移管、これと合わせていきたいというふうなこと、それから、

登校サポートセンターに向けてさまざまな準備も私どももしっかりとしていきたい、その中でまた中身についてお話、ソフト面についてもご提案する中で、いろいろご意見もいただきたいというふうなことから今の時期がふさわしいのではないかと考えて、このように出させていただいたわけでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 藤田真信委員

部内で名称を検討されたということなんですけど、山口委員からもありましたけど、子供たちとか——子供たちに聞くというのもどうかというのはあるので——子供たちを指導してもらっている臨床心理士とか、そういった方々、じかに触れ合っている方々にもこういう細かい点でもやっぱり相談してほしかったなというのは正直ありますね。意見として。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

○ 山口智也委員

私が申し上げたかったのはもうわかっていると思うんですけども、繊細な子供が多いと思うんです。私も何度かお邪魔して、お子さんたちの様子を見させていただいたこともあるんですけども、繊細な気持ちの子が行っているところでいろんな感じ方があると思うので、行政の方たちもプロなので、そこでの決定プロセスというのは、それはそれできちんとされているとは思いますが、先ほど藤田委員がおっしゃったような臨床心理士とか、そういった分野の専門職も交えて、名称が本当に子供たちにとって与える影響はないのかとか、そういうところまで——細かいことを言って本当申しわけないんですけども、でも、これはずっと残っていくものですので——ぜひ慎重に決定していただきたいと思います。

今回の議案をどうかということになると、ちょっと今迷っています。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか、とりあえずご意見。

○ 山口智也委員

とりあえず。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

○ 中森慎二委員

だから、ここで議決してなくてはならない理由も希薄だと私は思うし、意見もあったように慎重に名前を決めるということの考え方がないならないでしようがないですけどね、反対するしかない話なんだけど。どうしてもここで決めなくてはならない、この条例を認めれば、この登校サポートセンターは固定化されるわけでしょう。違うんですか、変えられるんですか、柔軟に。

○ 葛西教育長

名前としましては、今の適応指導教室から登校サポートセンターという、そういう名前になります。ただ、現在、適応指導教室はふれあいという名前で私どもは子供たちにもふれあいというふうな、そういうふうな紹介もしておるところです。ですから、登校サポートセンターというのは、これ条例上、また正式な名前で登校をサポートしていくというふうな、そういうふうな意味合いで使わせていただきますけれども、実際日々使うときには、今のふれあいというふうな、これを大事に残していきたいと、そういうふうな議論も私どももしているところがございます。

○ 中森慎二委員

ですから、もうこの議案を可決すれば、登校サポートセンターという名称に変わるということでしょう、平成31年4月から。そういうことですね。わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

山口委員はどうか。

○ 山口智也委員

今教育長がご答弁された内容は一定理解はさせていただきました。

登校サポートセンターというのが全面に出るというよりは、ふれあいというところが、これまでも歴史もあって、引き続きしっかりそれを継承していくということですね。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか、ご意見。

中森委員は。

○ 中森慎二委員

変える意思がないなら、採決の部分で態度表明します。

○ 伊藤嗣也委員長

他の委員の皆様、ご質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 中森慎二委員

反対の立場で討論します。

質疑の中で申し上げたように、この名称は非常に慎重に決めるべきだと私は思います。この事業はどんどん進めていただきたいと思っているんです。でも、この名称の部分は、平成31年4月以降の影響がある部分であって、この議会の中で議決を必ずしないと事業に影響するものでは全くありません。ですので、もう少し慎重にこの名称について議論していただきたいという意味で反対を表明したいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ただいま中森委員から、名称についてもっと議論すべきであるという、十分議論すべきであるという理由での反対討論をいただいた次第でございます。

○ 山口智也委員

私も反対の立場で討論させていただきます。

先ほど一定理解をという話もさせていただいたんですけれども、先ほど答弁の中で最初に、さまざまなご意見も聞いていきますという答弁もありましたので、であれば今回のタイミングということよりも熟考していただきたいなという意味で、今回は反対を表明させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

山口委員からも先ほどの理由で反対討論をいただきました。

他にございますか。よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他に討論もないようですので、これより採決を行います。

反対の表明がございました。よって挙手にて採決を行います。

議案第18号四日市市立教育センター条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 伊藤嗣也委員長

賛成少数であります。よって、本件は否決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第18号 四日市市立教育センター条例の一部改正について、

採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

理事者の一部入れかえがございますので、委員の皆さんはしばらくお待ちくださいませ。よろしいでしょうか。

続きまして、予算常任委員会教育民生分科会として、大矢知興譲小学校改築整備事業及び大規模改修事業（朝明中学校関係分）附帯決議への対応についてを議題といたします。

大矢知興譲小学校改築整備事業及び大規模改修事業（朝明中学校関係分）については、2月定例月議会におきまして、予算常任委員会において附帯決議がなされておりましたが、今回その対応について理事者から報告を受けたいと思います。

附帯決議を付した事項の取り扱いにつきましては、予算常任委員会の運営に関する申し合わせによりますと、1、予算常任委員会で附帯決議を付した事項の取り扱いについては、原則として、まず、所管分科会で取り扱い、分科会での協議を経た後に全体会で取り扱うものとする。2、附帯決議を解除しようとする際の取り扱いは、原則として全体会で取り扱うものとし、全体会で附帯決議を解除することについて協議し、採決により、その可否を決定するとされており、申し合わせにのっとり協議を行うものであります。

なお、平成24年の予算常任委員会理事会で確認されている事項といたしまして、分科会では附帯決議にかかわる採決は行わない、全体会では分科会での協議についての分科会長報告は行わない、分科会での協議には全体会で取り扱うか否かについての決定は含まれていないことが確認されています。

それでは、説明をお願いいたします。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。タブレットのほうよろしくお願いいたします。

フォルダ名でございますが、まず、03教育民生常任委員会の16平成30年6月定例月議会の05教育委員会予算分科会資料という資料でございます。なお、06に参考資料としましてアンケート用紙を添付しておりますので、またご参考をお願いいたします。

それでは、05の資料のほうをよろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆さんよろしいでしょうか。

それでは、説明お願いいたします。

○ 長谷川教育総務課長

予算常任委員会教育民生分科会資料としまして、大矢知興讓小学校改築整備事業及び大規模改修事業（朝明中学校関係分）の附帯決議への対応でございます。

1枚めくっていただいて2ページに目次がございます。

大きく二つ、先ほど申し上げました大矢知興讓小学校改築整備事業の附帯決議、それから、大規模改修事業（朝明中学校関係分）の附帯決議への対応、この二つについてご説明をさせていただくものでございます。

3ページお願いいたします。

まず、大矢知興讓小学校改築整備事業でございますが、こちらは去る2月の定例月議会におきまして、大矢知興讓小学校改築整備事業費といたしまして5880万円、基本計画、基本・実施設計業務委託費としまして予算をお認めいただきました。その際、附帯決議としまして、予算の執行に当たっては、市長みずから地元保護者及び未就学児童保護者に対して改築整備事業の周知及び意向確認のアンケート調査を実施し、その結果を議会へ報告することという決議をいただいております。

この対応といたしまして、まず、事前説明を保護者にさせていただきました。去る4月16日に、まず、PTA役員会に赴きましてご説明をしております。それから、PTA総会、4月21日の土曜日の午前に行いましたが、こちらに市長、教育長、私、出席させていただきました。この附帯決議の対応といたしまして説明会を開催させていただきたいこと、そして、アンケートを実施させていただきたいことをお願いしております。約180名の方のご出席をいただいております。

それに続きまして、説明会でございます。施設改善に係る説明会といたしまして、都合3回、5月13日、14日、19日というところで、それぞれ13日は14時から、14日は19時から、19日も19時からということで、体育館またはあさけプラザで説明会のほうを開催しております。

参加対象といたしましては大矢知興讓小学校の保護者、そして、大矢知地区在住の未就

学児の保護者の方も対象としております。市長を初め教育長、教育委員会事務局の職員で出席をさせていただいております。市長みずからご説明のほうもしていただきました。

そして、参加人数でございますが、3回合わせまして全体で79名のご出席をいただいたところでございます。

4ページをお願いいたします。

この説明会での主な意見を抜粋しております。第1回、第2回、第3回とそれぞれに意見をいただいておりますが、大きく総括いたしまして、まず、全体といたしましては、工事中の問題、例えば騒音や日照権、車両の通行等の対応であるとか、工事中の子供たちの遊び場や運動場、ストレスの問題についてのご心配のご意見というところでございます。それから、改築後の5階建ての建物等の不安、ご心配のご意見もいただいております。また、子供や地域の意見を聞いてほしい、説明をしっかりとってほしいというご意見もいただいております。

こういうご心配のご意見がある中、教室不足は絶対に回避してほしい、少しでも早く建てかえてほしいという賛成に係るご意見も頂戴したというところでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

この5ページには、まず、市長による学校視察といたしまして、去る6月11日の午後でございますが、大矢知興譲小学校施設及び周辺施設につきまして、子供たちの様子や学校の様子について市長にご視察をいただきましたので、その次第を記載させていただいております。

そして、保護者アンケートの実施につきまして、③として記載をしております。大矢知興譲小学校の保護者602通、これは学校を通じて配布しています。そして、大矢知興譲小学校区内の未就学児の保護者——お兄ちゃん、お姉ちゃんが小学校に通っている方は学校の保護者として対応させていただいて——都合642通、これは各戸に郵送として、合わせて1244通を配布したところでございます。

そして、6月8日までを回答期間といたしましてアンケートを実施いたしました。その下に回収率のほうを書かせていただいております。67.2%、1244通中、836通のご回答をいただきました。小学校の保護者の方からは87.5%、未就学児の保護者の方からは48.1%の回答をいただいたところでございます。

そして、そのアンケート結果をご説明させていただきます。

まず、問1としまして、あなたのことをお聞かせください、例えば地区であるとか子供

の学年等をお尋ねしています。それについては表のとおりでございます。また、この質問の中に、先ほど申しました5月13日、14日、19日の説明会の参加の有無を聞いておりますが、実はその回答は103名の方が参加したというところで、先ほどご説明した79名——保護者だけですと66名なんです——その数字とずれがございます。これは、この説明会というところで日付も書いておりますが、これまで10月末から説明会を何度も開催しております、その説明会との参加と勘違いされたといいますか、そのように理解された方の回答が多かったというふうに分析はしておりますが、資料の誤解を招くといいますか、混乱を招くところがございますので、この参加の部分については、申しわけございませんが、掲載を割愛させていただいております。

なお、参加されなかった方の理由といたしましては、例えば仕事であったとか、小さい子供を抱えて出にくい、または用事があった等々、そういうご意見もございましたし、興味がなかったと、それから、これまでと一緒に説明ということで、もう聞いている、わかっている、また、開催を知らなかった等の理由のご意見をいただいております。

資料6ページ、お願いいたします。

問2といたしまして、現在の太矢知興譲小学校の施設で改善してほしいところというところでご質問をさせていただいております。

この棒グラフでございますが、一番上の青い棒グラフ、保護者全体の棒グラフでございます。そして、真ん中が小学生の保護者を抜き出したグラフ、そして、一番下が未就学児の保護者を抜き出したグラフでございます。この三つ、それぞれ、一番上のグラフで申し上げますと、一番の改善してほしい場所は、446名の方がトイレと書いていただいております。その次、プール、そして、運動場、普通教室と、こういう順番で改善してほしいところについてご意見を頂戴したところでございます。

そして、7ページのほうをお願いいたします。

問3でございます。リーフレットに記載された改築内容で、あなたの関心のある項目はどれですかというご質問でございます。これも棒グラフのつくり方、先ほどと同じように一番上が保護者全体、真ん中が小学生保護者、一番下が未就学児の保護者というところで、これにつきましては、項目といたしましては、快適な学習空間はきれいな環境から、これはトイレの改善についての記載でございますが、それについてが一番多く、その次、広くて明るい教室で学習、教室の改善というところを2番目、そして、コンパクトな配置で動線がスムーズになる、学校施設の配置の改善というところについて関心をお示しいただい

たと、そういうような内容になっております。

8ページのほうをよろしく願います。

問4でございます。施設の課題や体育館、プールなどの配置の課題を解決するために、現在の地で全面改築を行うことに対して、あなたのお考えにもっとも近い番号に丸をつけてくださいという問いでございます。

1番といたしまして、全面改築の内容や必要性は十分に理解できる。

2番といたしまして、全面改築の内容や必要性はおおむね理解できる。

3番といたしまして、全面改築の内容や必要性は理解できず、増築で対応したらよい。

4番は、よくわからない、こういう設問でございます。

そして、その下、円グラフでございます。先ほどと同じように一番上が保護者全体、そして、真ん中は小学生保護者、一番下が未就学児保護者というところで、青が1番の十分理解できる、水色がおおむね理解できる、赤が理解できない、そして、濃い灰色がわからない、薄い灰色が無回答、そして、薄いピンクが未提出というところでお答えをいただいています。この未提出分を除いたグラフを改めて9ページに作成をしております。

9ページをよろしく願います。

先ほど申し上げた未提出の方々の割合を除いたグラフをつくり直して円グラフに示したものでございます。保護者全体で申し上げまして、十分理解できる、おおむね理解できるの方々の合計が14%と34%で合わせて48%、そして、理解できず増築で対応したらよいが21%、わからない、無回答がそれぞれ23%、8%ということで、合わせて31%、こういう結果となっております。

また、小学生や未就学の方々の抜き出した割合は以下のとおりとなっております。

10ページを願います。

問5といたしまして、自由記述で未来の大矢知興譲小学校をよりよい学校とするために、あなたのご意見をお聞かせくださいというところで、自由に気持ち、ご意見を書いていた項目を設けております。これもいろんなご意見がございましたが、整理の中で3点に項目を整理して記載しております。

まずは改築の工事期間中について、また、改築後の施設について、そして、現在の地で全面改築を行うことについて、それぞれご意見を整理して記載をしております。

そして、丸印、白丸のついているのが改築案に賛成のご意見、そして、黒丸のついておるのが反対やその不安をおっしゃっていらっしゃるご意見というふうに整理をしております。

す。

まず、改築の工事期間中ですが、賛成といたしましては、全面改築の必要性等々、学習環境がよくなるということについて肯定的な意見を抱いているところの反面、反対のご意見といたしましては、約2年にわたって運動場がほとんど使えないことの問題または工事期間中の安全対策について不安である旨のご意見を頂戴したところでございます。

そして、真ん中は改築後の施設について、工事後ですが、賛成の方は、やはり快適になるということに肯定的なご意見、また、きれいな環境で勉強ができるということについて肯定的なご意見をいただく一方、5階建ての校舎は子供に負担ではないかというご心配のご意見、また、屋上プールや屋上運動場の安全性へのご不安ということのご意見をいただきました。そして、第2運動場の必要性についてもご質問やご意見をいただいております。

一番下ですが、現在の地で全面改築を行うことについてというところでございます。

まず、普通教室の不足は絶対に避けてほしいというご意見、また、移転には時間がかかるため、改築の判断は妥当であるということも賛成としてご意見をいただいている一方、やはり将来の学校のために今の子供たちを犠牲にするのはよくないというご意見、また、増築で対応すればよいのではないかというご意見、そして、広い土地に移転して学校を建て直してほしいというご意見、また、学区の変更を検討したらどうかというご意見もいただいたところでございます。

こういう反対やご不安、ご心配のご意見につきまして教育委員会の考え方をまとめたのが11ページ、12ページに表でございます。

まず、11ページですが、約2年間にわたって運動場が使えないことにつきまして、教育委員会では考え方といたしまして、近隣の子ども広場を活用する等の代替案について今後具体的に検討を行いまして、保護者や地域の方々へ丁寧に説明を行っていくという考え方をお示ししております。

2番といたしまして、工事期間中の子供たちの安全確保の対策についてのご不安につきましては、これは当たり前のこととして万全の安全確保、工事エリアの動線の分離等、登下校時の安全の対策、ここは万全に行う。そして、このことについて、今後設計を行う中で、保護者や地域の方々に丁寧に説明を行っていくということを整理させていただいてお

ります。

そして、3番でございます。5階建ての校舎が子供たちへの負担がご心配というご意見でございますが、やはり今回の改築では、子供たちや教員が効率よく移動できるよう、現在の校地内でのコンパクトな設計というところで、そういう動線の改良というところで対応を考えております。

また、小学校の低学年の普通教室は低層階を充てる等の工夫、また、屋内外の階段を用いて災害時にはスムーズに避難できる経路の工夫等、今後ご説明していったら、ご不安については対応していきたいと考えております。

4番目といたしまして、屋上プールや屋上運動場の危険ではないかというご心配につきましては、これは今後、設計の中で安全確保を最優先に考えること、そして、教職員の見守りなどソフト面からの対応も検討していったら、安全対策には万全を期するという考えをお示ししております。

12ページをお願いいたします。

5番目といたしまして、第2運動場を今回設ける予定でございますので、その二つの運動場、市道が若干高低差がございますので、市道の下を通るトンネルといいますか隧道を設けるわけですが、これについて安全対策はどうかというご心配につきましては、例えば監視カメラの設置であるとかトンネルや第2運動場が死角にならないような、そういう対策を検討させていただくという考えでございます。

そして、6番目、一時的な児童数増による教室不足であれば、増築で対応できないのかというご意見でございますが、10年間を見据えた児童推計におきましては、やはり大矢知興譲小学校につきましては今後も増加傾向が続く、一時的な施設不足ではなく恒常的な対応をすべきと考えておりますのでこういうところ、また、増築を行うことによると、運動場面積がさらに狭小になるという、そういう課題もございますので、今回の全面改築というご提案をさせていただいております。

そして、7番目でございますが、現在の地から移転して新しい学校をつくってはどうかというご意見ですが、これは昨年度、この基本構想をまとめる段階において、移転検討案という検討も行ったところでございます。しかしながら、移転検討案の用地取得や造成工事を含めた総事業期間や総事業費、これを鑑みまして、やはり現地での全面改築が最善の策というところで判断をさせていただいたので、記載しております。

最後、8番目でございます。今後、近隣との学区変更を検討すればよいのではないかと

いうところがございますが、やはり学区変更というのは、地域や保護者の方々の理解を得ることが非常に重要でございますので、非常に時間を要するというところで、今回の課題解消の中には難しい、困難であるというふうな考えをお示ししております。

13ページをお願いいたします。

このアンケート結果を総括させていただいております。保護者アンケートの結果、回収率が67.2%であり、回答いただいた保護者のうち約48%が現在の地での全面改築案に対して、理解できる、おおむね理解できると回答をいただいております。一方で、理解できず増築で対応したらよいと回答いただいたのは約21%というところがございます。

このことから、全面改築の内容や必要性について一定の理解は得られていると考えております。しかしながら、よくわからないとの回答や無回答が約31%に上っているほか、自由記述欄においても、5階建てであることや工事期間中の運動場が使えない、ほとんど使用できないという課題、そして、屋上プールや屋上運動広場への安全性の不安の声も多くいただいたところでございます。

今後、基本計画、基本設計・実施設計を進めさせていただくで、こういった不安の声に真摯に向き合い、より具体的な整備内容や工事期間中の安全確保策などを丁寧に説明していくことで理解が進むよう努めてまいりたいと考えております。

子供たちの教育環境をよりよいものとするため、この大矢知興譲小学校改築整備事業の推進を図りたいと考えております。

14ページをお願いいたします。

参考といたしまして、去る2月定例会で議決いただきました請願第9号への対応ということでまとめてございます。

請願事項でございますが、大矢知興譲小学校施設改善基本構想案について、保護者や地元住民の協議及び合意を得た上で進めることを求めますという請願事項でございました。

この対応状況といたしまして、3月末から6月までの市長、副市長、教育長、それぞれ地域の方々との懇談やお話し合いについて経緯を書いております。

また、地域からは、学校の問題は学校建設委員会の場で対応したいというご意見も頂戴しておるところでございます。5月10日には学校建設委員会が開催いただいておりますが、そちらにはまだ教育委員会は出席はさせていただいてはいないところでございます。保護者や地域住民の方々と協議の実施に向けて現在働きかけを行っているというところがございます。

続きまして、2番目の項目、大規模改修事業（朝明中学校関係分）の附帯決議の対応のご説明をさせていただきます。

15ページ、資料をお願いいたします。

これは去る2月の定例月議会で一般会計予算におきまして、朝明中学校関係分の大規模改修事業費5440万円、設計業務委託でございますがこれにつきまして、予算の執行に当たっては、保護者や地元住民の協議及び理解を得た上で進めることという附帯決議をいただいております。

この対応といたしまして、事前説明といたしまして、3月末、4月頭に八郷地区の連合自治会、また、朝明中学校のPTA役員会で事前説明をさせていただいております。そして、PTAには、朝明中学校のPTA総会の席に教育長、私、赴きまして、この附帯決議の内容、説明会の開催についてお願いをさせていただいたところでございます。

そして、説明会は5月13日日曜日、19時から朝明中学校の体育館を用いまして、朝明中学校区の保護者、地域関係者の方々を対象といたしまして、市長を初め教育長、また、教育委員会事務局の職員で出席いたしまして、大規模改修事業につきましてご説明をさせていただきました。参加者数といたしましては13名というところでございます。

そして、その工事内容についてご説明して、工事内容につきましては一定ご理解をいただいた上で、その下に書いてございます主な意見といたしまして、工事期間中は、車両の安全対策、通行対策について地元説明をしっかりとしてほしい、そして、本案件について、もっと地元も関心を持つべきではないかというご意見、また、運動場の拡幅や太陽光パネルの設置、施設の改善に関するご意見もいただいたところでございます。

16ページをお願いいたします。

説明会総括といたしまして、保護者、地元住民の説明会においては、改修工事の必要性や内容について理解を示す旨のご意見をいただいたところでございます。今後も保護者や地元住民の方々の理解と協力を得ながら、朝明中学校大規模改修事業の推進を図っていきたいと、このように考えてございます。

最後、4番目でございますが、朝明中学校の通学路の安全対策について取りまとめております。これは朝明中学校に通学する大矢知地区の一部の生徒の通学路、八風街道の一部が危険であるというところからご意見を頂戴しております。この安全対策について、安全な迂回路の検討や生徒への安全指導の取り組みを、下の概要というところで、5月、6月にPTAの朝の交通指導であるとか、取り組みの説明であるとか、安全教室について記載

をさせていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

○ 諸岡 党委員

まず、委員長にもう一回確認したい。最初の話で、今から質疑とか何らかの議論をすることは、全て予算常任委員会全体会に分科会長報告はしないということでもいいですね。つまり、ここでの話は何ら予算常任委員会全体会に影響を及ぼすものではないという、そういう認識でよろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

そうです。

○ 諸岡 党委員

それならもういいです。

○ 中森慎二委員

ただ、附帯決議について、理事者が2月定例会議会の最終日以降、取り組んでいただいた内容について担当分科会に報告いただいたと。前提として教育委員会としては附帯決議の解除もお願いをしたいという部分が教育長のお話にありましたよね。

この内容について、教育民生分科会でいろんな意見交換、意見は出して、そのことは全体会で報告していただく必要はあるんじゃないですか。採決することはないので、分科会として。だけど、教育民生常任分科会の委員としてはこんな意見がありましたというぐらゐのことは報告してもらうことは必要ないんですかね。

○ 伊藤嗣也委員長

正副で話し合いのときに実は確認したんですが、資料をつくってもらいました。

附帯決議のこの取り扱いについて、これを委員の皆さんに配付してください。やはり初めてのケースだと思います。

まず、お目通しをしていただいた上で……。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

まず、ここで質疑をする意図だけはきちんと文書で理解していただいて、それから、諸岡委員の質疑に対して答弁を求めますので、ちょっと済みません、わかりにくいかもわかりませんが、手を挙げた内容は多分理解できますので。

一読していただいたと思いますが、それで、これまでの事例という形で理事者から説明をいただきますが……。もう説明いただいたほうがいいかな。済みません、全体会において実際にはされるわけですが、理事者において分科会で、皆さんからご指摘、ご意見等出た場合、主な意見の内容、それから、それに対する考え方、分科会で請求のあった資料等について、資料を取りまとめて説明を行ったケースもあるということが前例としてございます。

その辺につきまして、理事者のほうに今回の趣旨も含めましてちょっと答弁を求めたいと思いますので。

○ 諸岡 覚委員

何の答弁。

○ 伊藤嗣也委員長

この分科会では、何も全体会に報告ができないわけなんです、理事者側からまとめたものが全体会で示されることができるとい部分がありまして。

○ 諸岡 覚委員

そのの答弁ってするの。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 諸岡 覚委員

だから、今私が話題にして、中森さんが話題にしたのは、ここの分科会長報告をするか
せんか、その是非を話題にしているわけですよ。そのことを、それは議会のルールなんだ
から、議会のルールを理事者に答弁してもらおうというのはナンセンスやと思うんですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、今、皆さんに配付させていただきました2番の(2)でこのように確認が
されておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○ 中森慎二委員

それじゃ、もう議論する必要ないじゃないですか。だって分科会で意見が出た内容も全
体会に報告もないのに、議論したところで意味ないよね。参考にもしてもらえないんやで、
全体会で。

○ 伊藤嗣也委員長

確かに全体会というのは主たる場所になりますので、分科会ではもう……。

○ 中森慎二委員

あえて言えば、全体会にもスルーで上がっていくんなら、我々としては最低限全体会に
こんな資料をもうちょっとつけてほしいとか、それぐらいの話しかもうないんじゃないか
なと思う、残念ながら。ちょっとルール変えなあかんのとちやうかな。分科会が存在する
意味がないよね、全然。

○ 伊藤嗣也委員長

分科会重視であるべきなので。

○ 中森慎二委員

自分たちで規定しておるんやけども。

○ 諸岡 党委員

それならそれで、もう最初から分科会では取り扱わないと決めておいたほうがよっぽどシンプル。

○ 伊藤嗣也委員長

実は私もこれ初めて知ったんです、済みません、正副レクのときに初めて知ったわけで、知らなかったもので、済みません。

委員の皆様、いかがいたしましょう。聞き及び程度でとめ置くということによろしいでしょうか。

○ 藤田真信委員

ごめんなさいね、確認だけなんですけど、いずれにしても、また全体会でもリポートしますけど、2月の附帯決議を受けて、この短期間で非常にスピーディに市長、そして教育委員会、この附帯事項に対して対応していただいたことには深く感謝を申し上げたいと思います。相当な仕事量になったと思いますので、そこは本当に感謝を申し上げたいと思います。

そのアンケート、大矢知興譲小学校の保護者にアンケートを出していただいたと、回答率が60%を超えたと。回答がなかった世帯に対して何らか、回答をぜひお願いしますみたいな、そういうようなアクションというのはとっていただいているんですかね。

○ 長谷川教育総務課長

まず、未就学の方々につきましては、お送りさせていただいた後に、5月下旬か6月頭に着くように、もう出していただきましたかというご確認のお便り、お手紙をはがきでお送りを、これは未就学の方にお送りをしております。また、学校の保護者の方には、実は学校だよりに掲載をしていただきまして、市や市長や教育委員会にそういう意見を伝えるまたとない機会だから、どしどしアンケートを出してくださいねという旨の学校だよりの記載もございまして、そのあたり催促といいますか、促すご案内ということでさせていただいています。

以上です。

○ 藤田真信委員

二重三重に保護者、もしくは未就学児の保護者に対してアプローチをかけていただいたというところは理解をさせていただきました。ありがとうございました。

あと、ちょっと具体的な話になってくるんですけども、自由記述の中で移転に対する記述があるじゃないですか。これって、例えばどれぐらいの割合の方がこういう移転がやっぱり望ましいなとかというふうなというのは、その辺の集計というのがありますかね。

○ 長谷川教育総務課長

これは自由記述の中で、自由記述を統計上編集する中で、移転という文字といますか、新しい地でというか、そういう言葉を記載されていた方につきましては110名というところで把握をしております。幾つもご意見を書いていたお中で、移転であるとか新しい地に学校というような、そういう中を拾わせていただいた中で、小学生の保護者ですと76名、未就学ですと34名というところで、合計110名というところで今把握をしております。

以上です。

○ 藤田真信委員

あと、自由記述に対して教育委員会の考え方をまとめていただいています。もちろんそうだろうなというふうな内容なんですけれども、それぞれ、このアンケート結果もそうかもしれないですけど、アンケート結果であるとか、あと、ご不安に思っているようなそういうご意見、そういったものに対する教育委員会としての回答、これを——もちろん附帯決議では議会に報告するというところまでが附帯事項なんですけれども——今後還元するというか、保護者の皆さんに対してさらなるこういう結果でしたという情報提供される予定があるのかだけ。

○ 長谷川教育総務課長

今、藤田委員ご指摘のアンケート結果への周知といますか、アンケートをしていただいた方へのフィードバックというところにつきましては、説明会でもご要望いただきまし

たし、また、アンケートの中でもアンケート結果が知りたいというご記述をされた方もいらっしゃると思いますので、そこは丁寧に、今回の説明資料をベースとしながら、保護者の方にわかりやすい資料というところで、もう一度配布をさせていただくような取り組みをしたいと今考えております。

以上です。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

細かい点はまた全体会で議論させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。この程度でよろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、そういうことで他にご質疑もございませんので、本件につきましてはこの程度といたします。

これで教育委員会の審査を終了します。

理事者の皆さんはご退席ください。ありがとうございました。

委員の皆様には連絡事項等がありますので、しばらくお待ちください。

これ、実は正副議長にまずレクがあって、それから、予算の正副にあって、それから、分科会の正副におりてきたということですので、そののところまで説明せずに済みませんでした、ご理解ください、よろしく願います。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、進めさせてもらいます。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、残り幾つか確認事項等ございます。よろしくお願いします。

次に、6月定例月議会の議会報告会及びシティ・ミーティングについてですが、審査順序に記載のと通りの日程で開催されますので、皆様よろしくお願いします。

ちなみに7月9日月曜日、午後6時半から富田にある防災教育センター、2階防災センターです。6時に集合をお願いします。

また、タブレットに当日の事項書案をアップロードしておりますので、よろしくお願いします。

それで、議会報告会での進行につきまして、昨年度まで教育民生常任委員会と同様に委員ごとに担当する箇所を説明いただく方式で本年度も運営させていただくということでしょうか。どういたしましょう。

○ 藤田真信委員

前年度はほぼまず委員長のほうでかなりコンパクトというか、非常にぎゅっと内容を詰めていただいて、なるべく質疑の時間をふやすという意図で、委員長から一括してご報告をしていただいていた。前々年度の委員会のシティ・ミーティングの運営と同じように二つのチームに分けるとかという形で。

○ 伊藤嗣也委員長

それ、もうちょっと後で聞こうと思っていますので。

○ 諸岡 覚委員

それは、ある程度、委員長の個性が。

○ 藤田真信委員

いやいや、前年度は前々年度を踏襲したので。

○ 伊藤嗣也委員長

もしよかったら藤田委員、報告してもらってもいいですけど。

○ 藤田真信委員

いえいえ、委員長から。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、私のほうで、そんなにボリュームもありませんでしたので簡潔にまとめて報告させていただいて、シティ・ミーティングの時間をなるべくとるような形でさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それから、次に、議会報告会とシティ・ミーティングの司会進行役につきまして本日決めたいと思いますが、司会進行をやっていいよという方がおられましたら、どうでしょうか。

○ 山口智也委員

副委員長でお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

副委員長、よろしいですか。

なら、副委員長のほうで司会進行をお願いいたします。

それで、当日の資料につきましては、例年どおりと思いますが、議案の資料、委員会資料を中心に事務局で作成して調整させていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それで、シティ・ミーティングの形式でございますが、先ほど藤田委員からもございましたが、前年度はグループ形式で行われたということですが、通常、スクール形式という対面式でやっている場合が多いと思うんですが、この委員会といたしましては、ご意見がありましたらと思っておるんですが、いかがですか、何かご意見ございましたら。

○ 諸岡 党委員

委員長の腹案は。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、ここで伺おうと思っていましたので、正直なところ、昨年どうやったかも詳しくはわかりませんので。

○ 諸岡 党委員

標準的なやり方でいいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

諸岡委員は標準的な形でと。どうでしょうか。

○ 山口智也委員

私も藤田委員と同じように、どっちかという、車座になって身近に。私たちは基本的にシティ・ミーティングだと聞くという立場になるので、皆さんが話しやすい雰囲気をつくるという意味では、2グループぐらいに分かれてというのが今までよかったなという経験があるもので、そっちもどうかと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

私、経験がないもので済みません。

○ 山口智也委員

一遍ちょっといろいろ、今回やって、もしよかったら、藤田委員もおっしゃってくれたので一回やって、あかんならまた委員長が言われるようなやり方に戻したらいいと。

○ 藤田真信委員

教育民生常任委員会も実はずっと二つじゃなかったですよ。ずっと二つに分けていなかったですよ。

○ 荒木美幸委員

民間の施設でやったときは一つ。あとは全体のシティ・ミーティングが昨年がありましたので、2回ですね。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、皆さん、グループ形式でもよろしいですかね。

○ 諸岡 覚委員

あえて、グループ形式にすると告知はせずにやると。

○ 山口智也委員

それはそうですね、人数にもよりますしね。

○ 荒木美幸委員

それは、その日の参加人数を見て決めました、昨年度は。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、そのような形でまたいろいろとアドバイスいただいて、そのときの状況で。そうしたら、基本的にはグループ形式ということで、人数等で不可能な状況になれば、スクール形式ということでよろしくをお願いします。

それから、次に、8月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについて、日程と会場を議会運営委員会において、各常任委員会で決定することが確認されており、6月4日の議会運営委員会において、8月の定例会議会の議会報告会の開催日程案と場所について示されました。

日程につきましては、議会運営委員会に示した日程案のとおり、10月9日の火曜日でございます。皆さん、メモのほうをお願いいたします。10月9日火曜日でございますが、それでよろしくお願いをいたします。

○ 藤田真信委員

これはもう固定なんですよね。

○ 伊藤嗣也委員長

できましたら、はい。これは、済みません。

それで、場所でございますが、今回、教育民生常任委員会の開催場所は北部ブロックの西、八郷、下野、保々、三重、神前、県のうちから決定したいと思います。それで、開催場所につきまして、まだ日程が決まっていないので、仮押さえをしておりませんので、第1候補、第2候補、第3候補まで決定して、確保できた場所を会場としたいと思います。

なお、当委員会において直近の開催から遠ざかっているのが実は三重地区でございます。教育民生常任委員会が一番遠ざかっているのが三重地区でありますので、まずは三重地区を第1会場として上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、第2会場でございますが、直近の議会報告会の開催が遠ざかっているのは八郷地区市民センターでございますが、八郷地区でございます。そちらを第2候補。第3候補に、その次に遠ざかっているのが県地区でございますので、県地区市民センターで、予約できた場所の第1、第2、第3候補で開催場所を決定させていただきますので、よろしくお願いたします。決まりましたら皆さんにお伝えさせていただきます。

それから、最後に休会中の所管事務調査の日程と事項を皆さんにお諮りしたいと思います。

正副で協議をさせていただきましたが、実は当委員会は、監査、それから四日市港管理組合議会、特別委員会が二つございまして、タイトな中で非常に厳しゅうございます。唯一とれる日が7月23日月曜日の午後1時30分、これが第1候補でございます。第2候補が7月24日火曜日、午前10時でございます。それで、どうしようもない場合は、これの同じ24日の午後の1時半ということでございます。委員の皆様のご都合をお聞かせいただきたいと思うんですが。

非常にタイトで、皆様もなかなかこれ調整が実は正直なところ、これしかありませんでした。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

23日の午後1時30分で都合の悪い方はおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なし。じゃ、これで決めさせてもらってよろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、ありがとうございます。

休会中の所管事務調査でございますが、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

委員の皆さんの中で調査を行いたい事項がある委員の方おられましたら、ご意見のある方は挙手ください。

○ 藤田真信委員

障害のある児童……。

○ 伊藤嗣也委員長

教育委員会ですか。

○ 藤田真信委員

そうですね、教育委員会所管で、小学校、中学校に入るに当たって、学校のバリアフリーをいろいろと気にされているお父さん、お母さんもおみえですので、小中学校のバリアフリー化についてざっくり所管事務調査したいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

今、藤田委員から、教育委員会で、小中学校のバリアフリー化についてのことを所管事務調査として話がありました。他にございますか。

○ 山口智也委員

藤田委員のご提案でいいんですけども、ちょっと関連して児童発達支援センターあけぼの学園、来年40周年という節目で移転がされるというタイミングなんですけれども、先日の一般質問でもあったように箱物は整備されるんですけども、法律に基づく支援メニューがきちんと整備されてないんですね。箱物が先に行くんですけども、内容は今までどおりというところがあって、その辺の課題もあったりするものですから、藤田委員のときにその内容でくっつけられるもんやったらちょっとくっつけてもらうのもいいと思うんですけど、もしダメならまたの機会に提案させていただきたいと思いますが、また、もし調整きくやったら、少し後ろにつけてもらうと。

○ 伊藤嗣也委員長

正副の方とまた調整させてもらいまして、なるべく意向に沿うような形でいきたいと思えます。もしどうしても難しい場合は8月定例会以降、そんなんでご理解ください。済みません。

それでは、委員の皆様を確認させてください。藤田委員からご提案がありました教育委員会では小学校、中学校のバリアフリー、それから、あけぼの学園の件、山口委員からの言われた形で調整を図りたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。それでは、その項目で、内容につきましてはもう少し詳細にまた藤田委員、山口委員から伺いまして、その方向で行きたいと思えます。

最後に、分科会長報告、委員長報告につきましては、正副に一任していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

これで、以上、全て終了いたしました。委員会を閉じさせていただきます。

皆様、長時間にわたりありがとうございました。

15 : 57 閉議